

倉敷市 地域の課題解決 応援ブック



編集 倉敷市地域の課題解決応援ブック 編集委員会

平成28年 3月31日発行

倉敷市 地域の課題解決応援ブック

はじめに

本応援ブックは、地域で実際に課題解決に取り組まれているコミュニティ協議会の方、NPO 関係者の方、大学生、市の関係課の職員が一緒になって作成したものです。地域の中でリーダー役を務められる方や、これからリーダー役を務められる方にご活用いただけるものとなるように、それぞれの経験を重ね合い、現場の悩みに応えるべくワークショップを重ねて作成しました。本冊子が少しでも皆様の課題解決の取り組みにお役に立てば幸いです。

【目次】

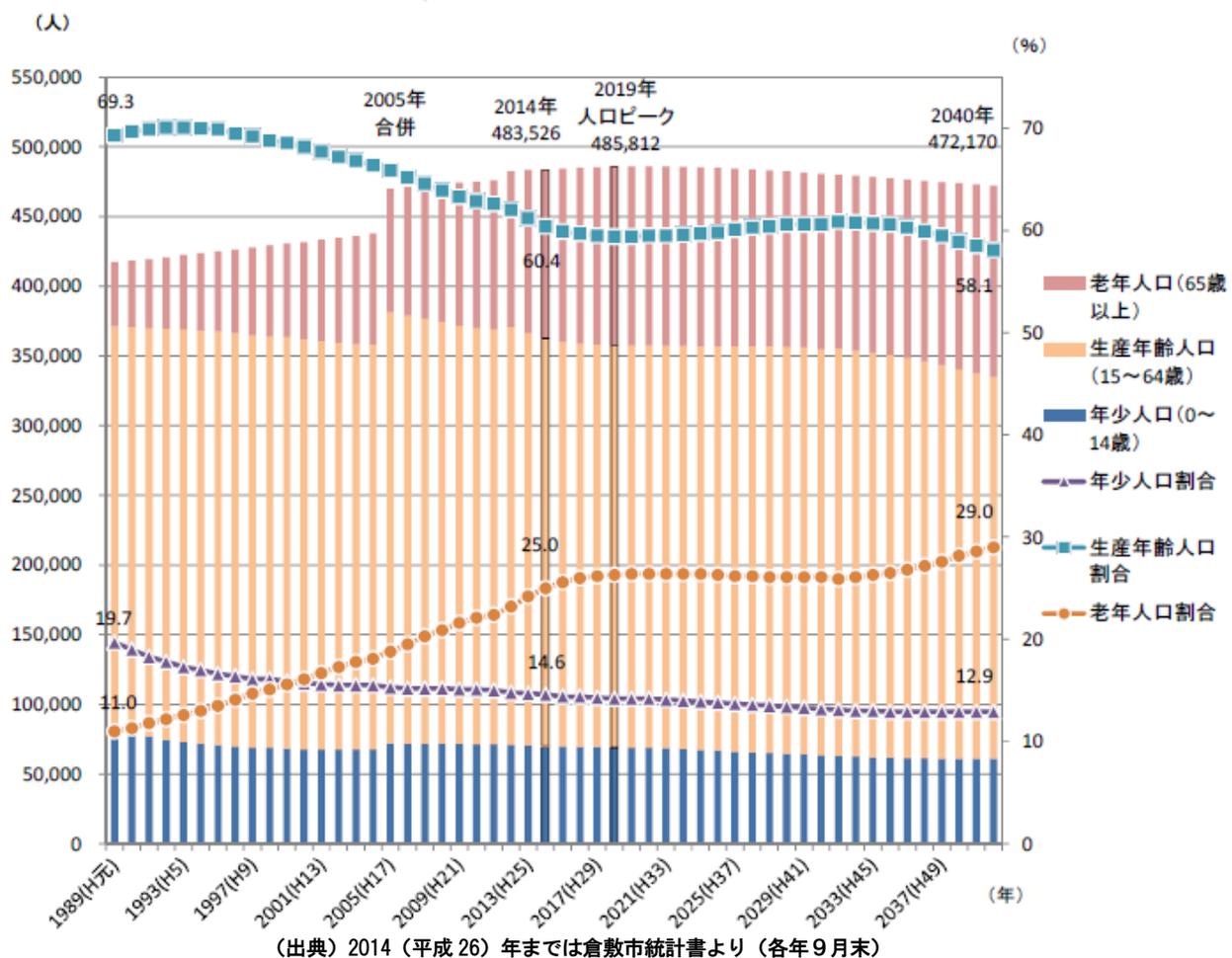
| | |
|----------------------|-------|
| 1. 地域での課題解決が必要な背景 | ・・・3 |
| 2. 倉敷市の地域状況 | ・・・4 |
| 3. 本応援ブックの目的 | ・・・7 |
| 4. 課題解決の視点 | ・・・8 |
| (1) 地域の行事と組織のあり方 | ・・・9 |
| (2) 地域課題の調べ方 | ・・・19 |
| (3) 課題の絞り込みや共有と会議の仕方 | ・・・23 |
| (4) 人の巻き込み方 | ・・・27 |
| (5) 資金や資源の集め方 | ・・・31 |
| (6) 実施の際の工夫と注意点 | ・・・34 |
| (7) 振り返りと共有の仕方 | ・・・37 |
| 5. 活動推進のための Q&A | ・・・39 |
| 6. 地域での課題解決に活用可能な制度 | ・・・43 |
| 7. 支援機関・相談先の連絡先 | ・・・63 |
| 8. 作成の経緯 | ・・・67 |

1. 地域での課題解決が必要な背景

人口減少と少子高齢化による「これまでとは違う社会」の到来

現在、地域はこれまでにない大きな変化の中にいます。その原因の一つに人口減少があります。「倉敷みらい創生人口ビジョン」の将来人口予測では、2019(平成 31)年の 485,812 人をピークに倉敷市の人口は減少に転じ、2040(平成 52)年には 472,170 人と推計されています。また、2019 年のピーク時に対して、2040 年には 2.8%減。1989(平成元)年と 2040(平成 52)年で比較した人口構成では、老年人口が 11.0%から 29.0%へ 18.0 ポイント増加し、それに対して年少人口は 19.7%から 12.9%へ 6.8 ポイント減少、生産年齢人口は 69.3%から 58.1%へ 11.2 ポイント減少します。また、その間の 2025 年には団塊の世代と呼ばれる方々が後期高齢者となり、介護を必要とする人が増えることに伴って、いわゆる団塊ジュニアの方々は仕事と介護の両立を考える必要がでてくるなど、その変化は経済構造や地域の構成、経済の持続や集落の持続、そして、そこで培われてきた神楽や民謡、お祭りなどの文化の持続にも影響してきます。

倉敷市の人口推移と見通し



(出典) 2014 (平成 26) 年までは倉敷市統計書より (各年 9 月末)
2015 (平成 27) 年以降は、倉敷市独自の将来推計人口 (各年 12 月末)

共助による支え合い、居場所と出番の重要性

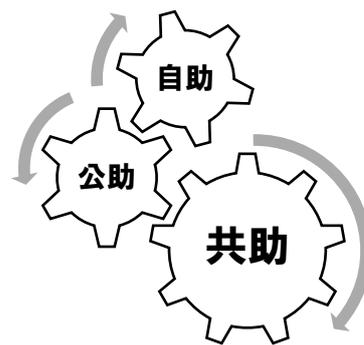
そうした中で、生活の中で抱える悩みやそれぞれの地域特有の課題、住民のニーズは多様化・複雑化していくことが予測されます。それには行政が中心となって担う画一的なサービスでは行き届かないことが想像でき、各地域単位での対応が必要とされます。そのような状況に対し、「自分たちの力でできることへ取り組み解決していこう」という活動が倉敷市内で広がっています。

国の施策としても、この状況変化に対応して、2010 年には「新しい公共」宣言が出され、すべての人に居場所と出番があり、みなさんが役に立つ喜びを大切にする社会であるとともに、その中から、さまざまな新しいサービス市場が興り、活発な

経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくる事で、人々の生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会が提案されています。また、2013年には共助社会づくり懇談会が開かれ、公助について財政上の制約がある中で、地域の課題に対応し活性化を図っていくためには、共助の精神によって、人々が主体的に支え合う活動を促進することで、活力ある社会にしていくことが必要であるとの議論がなされ、あらためて「共助」の重要性が確認されています。そして、2015年には一億総活躍国民会議において、少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も人口1億人を維持するために、子育て世代や若者も、そして高齢者も、女性も男性も、難病や障害のある方も、誰もが今よりもう一步前へ踏み出すことができる社会とすることが提案されています。こうした流れから考えても、共助による地域での取り組みをベースとしながら、あるテーマに特化して活動するNPOや大学などの専門家と、時には地元の企業や商店などとも連携をしながら地域づくりを行っていくことが重要だという考えへと動いてきていることが分かります。

特に共助の重要性については、阪神淡路や東北での震災、広島や茨城での水害など、予期せぬ自然災害が重なる中で、益々、その重要性が高まっています。本応援ブックでも、そうした共助の力を高めることを念頭において作成しております。あわせて、社会の構造が変化し、高齢化率が高まっていく中では、60歳以上の方々が地域で活躍することも重要です。新しい公共宣言では「すべての人に居場所と出番がある社会」が提案されています。町内会長など、地域のリーダーを務められる方にはその世代の方々がたくさん活躍されていますが、定年退職後の地域デビューやそれぞれのご経験や知識を活かした取り組みを展開することは地域の課題解決力を高めるためだけでなく、健康寿命も高めて尊厳ある暮らしの実現へも結び付けていきます。地域活動は、その大きな受け皿でもあります。

このような状況を踏まえ、複雑多様化する課題解決を担い、活力のある地域社会を実現するためには、社会の基盤となる地域コミュニティ活動を活性化し、身近な地域の中で生活課題等の解決に取り組める豊かなコミュニティをめざしていく必要があります。



2. 倉敷市の地域状況

現代社会における地域課題は多分野かつ多様になってきており、倉敷市内においても同様のことが言えます。この地域課題を解決するため、各地域において数多くの団体や個人(目的型・テーマ型)が自身の専門性を活かした取り組みを実施しています。この取り組み団体や個人には、地区社会福祉協議会、町内会、自主防災組織、防犯連合会、安全パトロール隊、交通安全対策協議会、環境衛生協議会、栄養改善協議会、老人会、婦人会、子ども会、青少年を育てる会、消防団、PTA、民生委員・児童委員会、愛育委員会、農業土木委員及び保護司等があり、本当に多くの団体や個人の方が地域で活躍しています。

このような取り組みをより効果的に進めるためには、各団体や個人の専門性や活動を結び付け相乗効果を図る必要があると考え、地域の連携をとるための組織として、概ね小学校区単位に、倉敷市は「地域のまちづくり組織」として「コミュニティ協議会」の設立を、倉敷市社会福祉協議会は「福祉のまちづくり組織」として「地区社会福祉協議会」の設立を促進しています。また、小学校区においては、高齢者支援として「小地域ケア会議」が開催されています。

その他、警察関係では「安全・安心な街づくり組織」として地区防犯連合会、地域安全パトロール隊の設立促進と活動推進を行っています。

※倉敷市内の「まちづくり組織」状況は次ページのとおりです。



| | 倉敷地区 | 水島地区 | 児島地区 | 玉島地区 | 真備地区 | 船穂地区 |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|--------------|
| コミュニティ協議会 | 16校区 (16組織) | 7校区 (7組織) | 9校区 (9組織) | 6校区 (6組織) | 6校区 (7組織) | 2校区 (1組織) |
| 地区社会福祉協議会 | 13校区 (13組織) | 10校区 (11組織) | 12校区 (11組織) | 11校区 (9組織) | 6校区 (7組織) | 2校区 (2組織) |
| 小地域ケア会議 | 18校区 で開催 | 10校区 で開催 | 11校区 で開催 | 11校区 で開催 | 6校区 で開催 | 2校区 で開催 |

各地域の組織設立状況（2017年2月1日現在）

<市内全域> 全63小学校区

- ・コミュニティ協議会(略称:コ協) 46校区(47組織)で設立
- ・地区社会福祉協議会(略称:社協) 54校区(54組織)で設立(一部地域での組織を含む)
- ・小地域ケア会議(略称:ケア) 58校区で開催(一部地域での開催を含む)

※各校区の状況は次のとおりです。

「○」は組織あり又は開催。「―」は組織なし又は未開催。

「一部」は校区内の一部地域で組織あり又は開催。「合同」は他校区と合同で組織あり又は開催。

<倉敷地区> 全19小学校区

| 校区 | 葦高 | 天城 | 老松 | 大高 | 帯江 | 倉敷西 | 倉敷東 | 倉敷南 | 庄 | 菅生 | 茶屋町 | 粒江 | 豊洲 | 中島 | 中庄 | 中洲 | 西阿知 | 万寿 | 万寿東 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|---|----|-----|----|----|----|----|----|-----|----|-----|
| コ協 | ○ | ○ | ○ | ○ | ― | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ― | ○ | ○ | ― | ○ | ○ | ○ |
| 社協 | ○ | ○ | ― | ○ | ― | ― | ○ | ○ | ― | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ― | ― |
| ケア | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 一部 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ― | ○ |

<水島地区> 全13小学校区

| 校区 | 旭丘 | 霞丘 | 第一福田 | 第二福田 | 第三福田 | 第四福田 | 第五福田 | 連島北 | 連島神亀 | 連島西浦 | 連島東 | 連島南 | 水島 |
|----|----|----|------|------|------|------|------|-----|------|------|-----|-----|----|
| コ協 | ― | ○ | ○ | ― | ― | ― | ― | ○ | ○ | ○ | ― | ○ | ○ |
| 社協 | ― | ○ | ― | ○ | ○ | ○ | ○ | ― | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ケア | 一部 | ― | ○ | ○ | ○ | ○ | 一部 | ― | ― | ○ | ○ | ○ | ○ |

<児島地区> 全12小学校区

| 校区 | 赤崎 | 味野 | 児島 | 琴浦北 | 琴浦西 | 琴浦東 | 琴浦南 | 郷内 | 下津井西 | 下津井東 | 本荘 | 緑丘 |
|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|----|------|------|----|----|
| コ協 | ― | ○ | ― | ― | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 社協 | ○ | ○ | ○ | 合同 | ○ | 合同 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ケア | ○ | ○ | ○ | 合同 | ― | 合同 | ○ | ○ | 合同 | 合同 | ○ | ○ |

<玉島地区> 全11小学校区

| 校区 | 上成 | 乙島 | 乙島東 | 柏島 | 沙美 | 玉島 | 玉島南 | 富田 | 長尾 | 南浦 | 穂井田 |
|----|----|----|-----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|
| コ協 | ○ | ○ | ― | ― | ― | ― | ― | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 社協 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 一部 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ケア | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

<真備地区> 全6小学校区 ※呉妹及び箭田は服部を除く

| 校区 | 岡田 | 川辺 | 呉妹 | 藺 | 二万 | 箭田 | (服部) |
|----|----|----|----|---|----|----|------|
| コ協 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 社協 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ケア | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

<船穂地区> 全2小学校区

| 校区 | 船穂 | 柳井原 |
|----|----|-----|
| コ協 | ○ | ○ |
| 社協 | ○ | ○ |
| ケア | 合同 | 合同 |

3. 本応援ブックの目的

これまでの地域活動は、行政と市民のそれぞれが必要だと思う課題や取組みが一致し、お互いに「やりたい」と思う事業について実践が行われてきました。しかし多様化する課題を前に、その役割分担のあり方を見直し、地域の「課題」を話し合いの中心におき、行政・NPO・経済界・教育機関などがそれぞれの得意な力を発揮し、協力して解決を目指す形での「協働」が求められています。

倉敷市では、平成 20 年に市民参加で*「倉敷市協働の指針」が作成されるなど、市民と市が一緒になって取り組む協働が進められてきました。各地域の状況を踏まえ、解決に取り組む中では

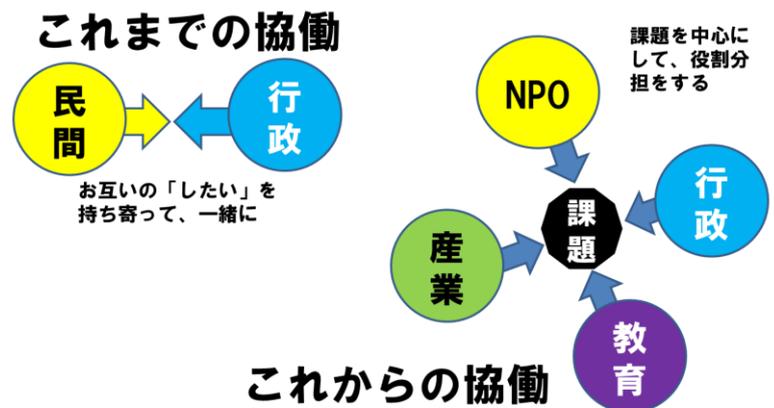
市の各課との連携やそこで行われている施策と連携させていくことも必要です。今回の応援ブックでは、関係機関の一覧および各課で行われている取組みのうち、地域での課題解決に活用できる制度などを紹介しております。各制度を有効に活用し、市とも協働しながら取組みを進めていただければ幸いです。

*「倉敷市協働の指針」(平成20年3月策定)

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/1790.htm>

本指針は倉敷市での市民と行政が協働を推進していくための基本的な考え方や方向性を示したものです。

課題を中心に分担する



4. 課題解決の視点

本応援ブックでは、「地域の課題」に対し「地域の当事者」が動くことで、将来予測される課題を減らし、なくしていくことが大切であるとの観点から、地域で新たに課題解決に取り組んでいくための手順を具体的な冊子にまとめました。

本冊子にそって活動を行っていただくことで、はじめての方でも順を追って取り組みを進めていただけるかと思います。活力のある地域社会を実現するため、地域で活動する一人一人が、またこれから地域のリーダーとなっていく方々が、活動を進めていくためのヒントやポイントをご紹介します。市民ひとりひとりが長所を発揮することで、地域の課題がひとつでも多く解決されるために、本冊子を活用いただけますと幸いです。

(1) 地域の行事と組織のあり方

- a. あるべき姿・計画作り
- b. 行事や事業などの取り組みの洗い直し
- c. 引継ぎ・世代交代
- d. 組織作り
- e. リーダー育成

(2) 地域課題の調べ方

(3) 課題の絞り込みや共有と会議の仕方

(4) 人の巻き込み方 ～地域内の人を巻き込む・若手を巻き込む～

(5) 資金や資源の集め方

(6) 実施の際の工夫と注意点

(7) 振り返りと共有の仕方

(1) 地域の行事と組織のあり方

a. あるべき姿・計画作り

地域での活動をはじめするには、同じ目標を目指して活動できるようにするためのビジョン(あるべき姿)とその実行のための計画づくりが大切です。ここでは、その手法(手順)とポイントを紹介します。

●手法とポイント

① 場のルールを決める

- ・実行委員会形式がやりやすい。
- ・誰もが意見を出しやすい雰囲気になるよう工夫する。
- ・声の大きい一部の人意見に左右されない。
- ・少数意見も大切にす。
- ・老若男女の意見、特に地域の未来を担う若い世代の意見を取り入れる。

② ビジョンをつくる

- ・社会的背景、地域特性等を踏まえた上で地域の将来のあるべき姿を設定し、共有する。
- ・地域の宝を出し合う。
- ・組織や行事の変遷など過去の経緯を踏まえる。

③ 計画をつくる

- ・ビジョンを実現するための計画をつくる。
- ・課題(直面する問題やこうなったらいいなという夢)を漏らさないよう出し合う。
- ・出た課題を重要度・緊急度で分類し整理する。
- ・整理した課題に対応する組織や行事をあてはめる。
- ・計画の目的を明確にする。
- ・中長期的な視点を持つことで、先を見据えた計画にする。
- ・高齢化など社会の変化要因を踏まえる。
- ・数値化した目標を設定する。
- ・計画の内容や進行状況を住民に周知し、地域みんなの計画にする。

④ 計画を実行する

- ・事業や行事を実施するとき、住民とその目的や方法を共有できるよう工夫する。
- ・多くの住民が参加できるよう日程を調整する。町内や学区の他行事と重ならないよう配慮する。
- ・事業や行事の実施中は参加している住民の反応を見る。

⑤ 計画を見直す

- ・計画は定期的に見直す。
- ・見直しは事業や行事の実施により、描いたビジョンに近づいているかという視点で行う。

☑あるべき姿・計画作りのチェックリスト

| チェック欄 | チェック内容 | 具体的な内容(記入欄) |
|-------|---|-------------|
| | 計画作りをはじめるにあたって、特に若者など、誰もが意見を言えるようにするための場のルールを決めましたか？ ⇒① | |
| | 社会背景や社会変化を踏まえながらも、地域の特性や資源を活かした「地域の目指す姿」としてのビジョンを作成しましたか？ ⇒② | |
| | 目的を明確にした計画を作成し、数値目標なども設定をしましたか？ ⇒③ | |
| | 実施の際には、計画を意識し、参加者や住民の反応を確認して、計画の見直しに活かせるようにしましたか？ ⇒④ | |
| | ビジョン実現に向けて計画が機能しているか 定期的な見直しをしていますか？ ⇒⑤ | |

以下の空欄に、あなたの地域に必要なものを足してみましよう。

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

b. 行事や事業などの取り組みの洗い直し

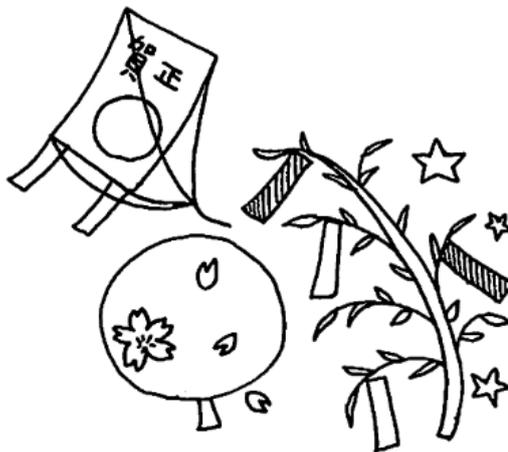
地域での人手やできることが限られていることを考えると、地域で新たな取り組みを始める前にこれまでの行事や事業などを洗い直し、優先順位をつけて整理をすることも大切です。ここでは、その手法(手順)とポイントを紹介します。

●手法

- ① 社会状況の変化を捉える。
- ② 地域の人口の変化、世帯の増減、年齢、家族構成を知る。
- ③ 地域特性を把握する。
産業、地理的特徴など、新興住宅地か昔からある地域か、どの様な組織があり活動しているかまた連携して活動しているか。
- ④ 行事の必要性和意識に関するアンケートを関わる人全員にとる。
必要に応じて子どもたちも対象とする。また大学など有識者の意見を聞く方法もある。
- ⑤ 年間行事の洗い出し及び、変更・実施の是非。他団体の行事も。
事業、行事の是非を協議する会議を開く。
- ⑥ 会則など取り決め事項も定期的に見直す。
- ⑦ 活動の意義・目的を文章化などにより明確にしておく。
- ⑧ 反省会(振り返り)を実施する。他の地域に意見を聞くことも有効。

●ポイント

- ・事業や行事の目的を再確認する。
- ・事業の目的を示してから是非を問う。
- ・事業や行事の重複解決を最優先で行う。
(地域全体で見た場合、重複するもの、類似するものが分かれば調整する。)
- ・定例行事のマンネリ化に注意する。
(同じ行事でも少しずつ変えてやってみる。)
- ・進捗状況を回覧や配布文章、メーリングリストなどの様々な手段を使ってきちんと伝わるよう工夫する。
- ・口コミ欄等を通じて住民の意見を取り入れる。



☑行事や事業などの取り組みの洗い直しのチェックリスト

| チェック欄 | チェック内容 | 具体的な内容(記入欄) |
|-------|--|-------------|
| | 社会状況や地域状況に照らし合わせて必要な行事や事業になっているか チェックしていますか？ ⇒①、②、③ | |
| | 行事の参加者や運営者への意識調査をし、年間行事の見直しをしていますか？ ⇒④ | |
| | 行事の後には反省会を開き、常に見直しができるようにしていますか？ ⇒⑧ | |
| | 行事や事業には目的をきちんと設定し、それを再確認していますか？ ⇒⑥、⑦ | |
| | 行事や事業の見直しをする際には、回覧版やメーリングリストで住民にきちんと伝えるようにしていますか？ ⇒ポイント | |

以下の空欄に、あなたの地域に必要なものを足してみましよう。

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

c. 引継ぎ・世代交代

地域での活動を広げ、持続的なものとするためには、引継ぎや世代交代をスムーズに行うことも大事です。ここでは、その手法(手順)とポイントを紹介します。

役員を引継いでいく際には、決まった人が長年役員や幹部をし続けて次の人に譲らない場合と、引き継ぐ人がいない場合があると考えられます。住人が皆高齢化し、役員のみなり手がいない団地等は、組織のあり方自体を見直す必要があると思われれます。

●手法とポイント

① 定年制にする

- ・例えばリーダーは○歳まで、役員は○年まで。
- ・リーダーを退任後、短い期間だけ、次のリーダーの手助けができるよう、メンバーとして残ってもらう。
- ・退任後は裏方となり、地ならし根回しをする。
- ・輪番で役を回した場合、任期を2年とし、1年ごとの半舷上陸にするのも有効。

② なり手の幅を広げる

- ・各年齢層から役員を出す。
- ・元気な高齢者に活躍していただく。
- ・若者や高齢者の声も聴く。
- ・男女にこだわらないようにする。
- ・多数決や投票制を役員選出に使わない。押しつけにしない。
- ・各種団体から(できれば各長でなく、メンバーから)代表を出す。

③ 次のリーダーや役員がやりやすい工夫をする

- ・勤務等個人の事情を考慮する。
- ・役員動きがわかる年間表を作る。
- ・次年度の引継ぎ説明を聞いた際に印を押す。
- ・引き継ぎをスムーズにするために、日頃からノート等に資料をまとめておく。
- ・ボランティア等で一時的に参加した人も残ることができる制度をつくる。

④ 次の候補の人への働きかけを早くからする(なり手がいない場合)

- ・次の人材を日頃から見つけておく。
- ・活動の中で適任者を見つける。



役員交代時に、
引継書で説明

| 引 継 書 | | |
|-------|----|-----------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| 前任 | 倉敷 | 太郎 [Ⓜ] |
| 後任 | 水島 | 花子 [Ⓜ] |

☑引継ぎ・世代交代のチェックリスト

| チェック欄 | チェック内容 | 具体的な内容(記入欄) |
|-------|---|-------------|
| | 定年制や任期制を取り入れ、世代交代がしやすい仕組みをつくっていますか？ ⇒① | |
| | 若者や高齢者、男性や女性など、年齢や性別に関わらず参加できる機会を常日頃からつくっていますか？ ⇒③ | |
| | 引き継ぎがしやすいように、引き継ぎ書や事業や行事の年間スケジュールを作成していますか？ ⇒③ | |
| | 役員の職にある間に、次の担い手になる人を育てられるような仕組みをつくっていますか？ ⇒④ | |
| | 押し付けではなく、それぞれの事情に配慮しながらも、積極的な参加を促すような声掛けや役員決定の方法をとっていますか？ ⇒②、③、④ | |

以下の空欄に、あなたの地域で必要なものを足してみましよう。

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

d. 組織作り

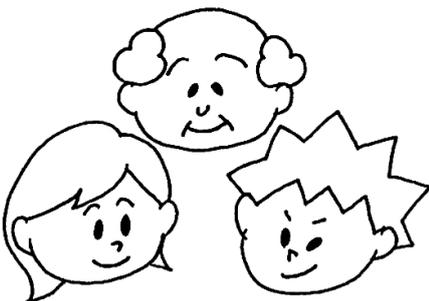
活動を行うためには、その担い手となる組織作りをする必要があります。新規に取り組むための組織をつくる場合もあれば、既存の組織を役割変更していく場合もあると思います。ここでは、その手法(手順)とポイントを紹介します。

●手法

- ① 地域内の既存組織およびその内容を把握してまとめ、参考にするところ、連携すべきところなどを抽出する。
- ② 話し合いをし、組織の形(目的)をイメージ、明確にする。意識統一をできるだけはかる。
- ③ 組織が明確になった上で、組織図を作る。規約を作る。どのような役割が必要かを考え役割分担をする。役員(責任者)の任期を明確にする。
- ④ 賛同者(協力者)など人集めをする。学生などにも声かけする。
- ⑤ 組織を知らせる(活動内容を広報する)。
- ⑥ (事業を行う場合など)コミュニティを NPO 法人にして代表を決める。

●ポイント

- ・組織の目的によって、コミュニティ協議会、地区社協、NPO 法人、任意団体等の形態を選択する。
- ・各種団体の長だけでなく、構成メンバーに柔軟性を持たせる(年齢、性別、色々な立場の人)。
- ・役員以外の多くの方にも役割をもってもらう。
- ・誰もが言いたいことを発言できる環境にする。
- ・世代交代(しやすい・できる)組織のあり方を考える。
- ・連絡網を作る。
- ・活動を周知することで、住民の参画意識を高める。
- ・課題によって評価・振り返りをする。→適材適所。事業内容の見直しができる。



☑組織作りのチェックリスト

| チェック欄 | チェック内容 | 具体的な内容(記入欄) |
|-------|--|-------------|
| | 地域内で活動する組織を洗い出し、その関係性を組織図などにまとめていますか？ ⇒①、② | |
| | 組織作りの際に、特定の人に役割が集中しないように配慮をしましたか？ ⇒ポイント | |
| | 組織作りに最初から関わる人が誰でも言いたいことを発言できるように配慮をしましたか？ ⇒ポイント | |
| | 組織作りの際に、各種団体の長だけでなく、実行の際に動ける人材を含めましたか？ ⇒ポイント | |
| | 組織の事業内容によっては、NPO 法人などの法人格取得も考えましたか？ ⇒⑥、ポイント | |

以下の空欄に、あなたの地域で必要なものを足してみましよう。

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

e. リーダー育成

組織を運営していく上ではリーダーの育成が必要です。ここでは、その手法(手順)とポイントを紹介します。

●手法

① 複数リーダー育成やサポート役の育成

- ・リーダーだけでは成り立たない。サポート役も同時に育成していく。
- ・(自治会)各地区内で一人一役の風土づくり。
- ・リーダーとは別に複数の役員、核メンバーと持ち回りメンバー組織そのものを育成する。
- ・既成の団体だけを頼らないような組織作りをする。

② 人選と発掘

- ・各種団体役員より人選をお願いする。(育成?スポーツのコーチとか)
- ・様々な年代が集まりやすいような場(祭り、飲み会、清掃等)をつくり、人材を発掘する。
- ・イベント運営の組織に次世代のメンバー(リーダーとなる人員)を動員する。
- ・自治会長とのコミュニケーションで地区の人材発掘をする。
- ・楽しい事業からスタートして達成感を体験する。
- ・研修会を活用する。(外部研修への参加。)

③ 育成

- ・現リーダーの仕事、姿を見せるためにも次世代リーダーをサポートに付ける。
- ・1つの行事を全部まかせてみる。
- ・最初からリーダーを任期制にしておく。自然と覚悟ができる。
- ・候補になる人を早くから探し、やる気を起こさせる。

●ポイント

- ・次世代リーダーが「楽しいから続けてやりたい」と思えるようにサポート。
- ・イベント、集まりに皆に能動的に参加してもらい楽しさを共有する。→核となるメンバー育成。
- ・敢えて、次世代のメンバーに仕事を与え、力をつけるようにする。
- ・次世代リーダー候補で行事の企画運営を行い、実施する。
- ・周囲(他メンバー)の協力体制をしっかり作っておく。
- ・PTA 役員の活用。女性を巻き込む。
- ・個々人のキャリアを大切に役割をお願いする。
- ・「手伝って～!」と気軽に言える人間関係を構築する。
- ・リーダーは素質も必要。自然と皆を引っ張る力。→色々経験させないとわからない。
- ・健康で時間的に余裕のある人に声をかけ、参加を呼び掛ける。
- ・人間関係=この人に言われたら動く。
- ・リーダーは定年制がよい。
- ・若い人でもリーダーになれる組織であること。
- ・意見が言える組織であること。
- ・過度な仕事を与えない。
- ・いつでも引き継いでもらえる気軽さのある組織であること(やめやすく、始めやすい)。

☑リーダー育成のチェックリスト

| チェック欄 | チェック内容 | 具体的な内容(記入欄) |
|-------|--|-------------|
| | 次世代メンバーを育てる目線で、あえて役割や仕事を任せるようにしていますか？ ⇒①、②、③、ポイント | |
| | 現リーダーと次世代リーダーが共に動き、活動することで、役割や想いの引継ぎをしていますか？ ⇒②、③ | |
| | 女性や若者もリーダー役になれるような風土と環境をつくっていますか？ ⇒ポイント | |
| | リーダーの大変さだけでなく、楽しさややりがいを共有できるような機会をつくっていますか？ ⇒② | |
| | リーダーとあわせて、そのサポート役となる人材も育成していますか？ ⇒③ | |

以下の空欄に、あなたの地域に必要なものを足してみましよう。

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

(2)地域課題の調べ方

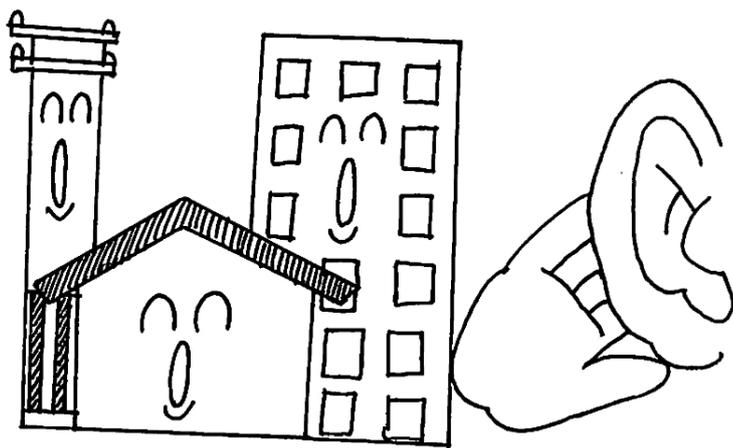
地域の現状と課題を詳細に把握することは、課題を解決する方法や地域の可能性も探ることの第一歩となります。その手法や、どのように住民に関わってもらうかについてまとめます。

●手法

- ① 客観的データを収集する。
 - ・地域を歩いて発見する。
 - ・他地域の情報と比較してみる。
 - ・インターネットを活用する。
 - ・地域課題解決の方法を見つけるために、地域の歴史を知る。人口、お店の数、病院、団体を調べる。
- ② アンケートを行う。
 - ・仮説を立てて、対象者を絞り、実施アンケートを実施した後にどのように活用するか決めておく。
 - ・アンケートをとる目的、得たい情報を明確にする。
- ③ グループワークで引き出す。
 - ・設定したビジョンを絶えず意識する。
 - ・目的を明確にし、参加者を絞る(目的にあった方)。
 - ・他地区の団体等の人にも話し合いに加わっていただく。
 - ・地域内の各種団体の代表者を集める事により課題を集約することができる。
- ④ ヒアリングを行う。
 - ・アンケート結果をふまえて、対象となる方にヒアリングを行う。
 - ・役員が日頃感じていること(聞こえてくる声、役員の想い)。

●ポイント

- ・地域課題をマイナス要素としてだけとらえずに、地域特色として活性化できないかという観点を持つ。
- ・関心がなく回答しない人、回答したくても手を上げられない人が地域には存在することを意識しておく。(少数の意見が消えないように)。



☑地域課題の調べ方のチェックリスト

| チェック欄 | チェック内容 | 具体的な内容(記入欄) |
|-------|---|-------------|
| | 地域の課題と共に、地域の資源も洗い出していますか？ ⇒①、ポイント | |
| | インターネットなども活用して地域の統計データを集め、客観的に分析していますか？ ⇒① | |
| | アンケートやグループワークによるヒアリングの場合には、目的を明確にし、仮説を立ててから行っていますか？ ⇒② | |
| | ヒアリングの際には聞くべきことを明らかにし、その前提となる情報を整理してから行っていますか？ ⇒④ | |
| | ヒアリングやグループワークなどの際には声を出しにくい人の声を集めるように方法を工夫していますか？ ⇒④、ポイント | |

以下の空欄に、あなたの地域に必要なものを足してみましよう。

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

●取り組みの事例

ちがう目線で考える

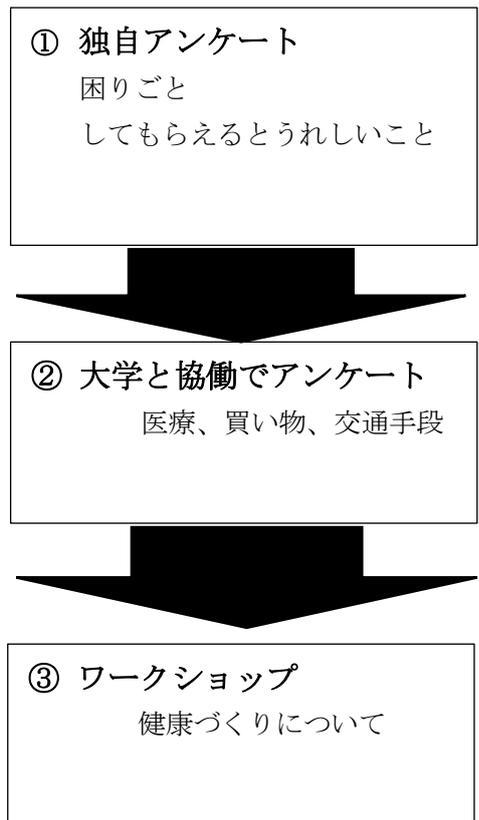
(A 地区社会福祉協議会)

A小学校地区社会福祉協議会は、倉敷市内で最も高齢化が進んだ地域です。そういった背景があり、地域の課題を探る取り組みを3回実施しました。

1回目は「困りごと・してもらえるとうれしいこと」についてアンケートを配布しました。地域の声を聞くためにと全戸回覧し、ゴミステーションに回収箱を設置しました。しかし寄せられた意見は、野良猫の被害の1件のみでした。2回目は大学の協力により、地域医療や買い物に関する調査を実施しました。交通手段の実態などを問う18項目の内容を全戸配布しましたが、調査結果は「困っている人いない」というものでした。3回目は倉敷市が主催した「健康づくり講演会」での、健康づくりに関するグループワークの企画です。しかし、「健康づくり」が必要な高齢者にとっては、参加するだけが精一杯で、話し合いをして意見を聞くグループワークは企画倒れに終わりました。

困っている人がいないのではなく、地域で生活できなくなった人は施設に入ってしまう、地域からいなくなってしまうのではないかと考えています。知恵を出し合い助け合って、地域で暮らしていけるようにしていきたいですね。

アンケートの「落とし穴」は、関心のない人や少数意見は対象からこぼれ落ちてしまうことです。アンケートのみでは、真に課題を明らかにすることは難しいと感じています。こちらでまず協議を行い、「この内容ではどうですか？」と示すことで、意見が引き出しやすくなり、課題を的確に見つけられると思います。

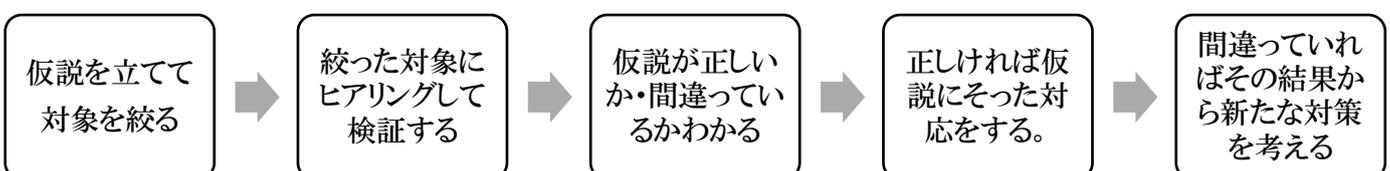


仮説をしっかりと立てる

(NPO 法人みんなの集落研究所)

みんなの集落研究所では、地域の中で生活課題を抱える方の状況を把握するために、仮説を立ててからのヒアリングによる生活課題調査を実施しました。その地域の方全員を調べることは困難なので、まず①サービスはあるが必要としている人に届いていないのではないか？②本当に必要なサービスはサービスとしては見えないインフォーマルなものではないか？という2点の仮説の基に、対象となる人(サービスを必要としている人)を、①後期高齢者で、②独居で、③運転免許を持たない方ではないかと仮定して、その条件に該当する方をピックアップしてヒアリングしました。

それにより隠れたサービス(本当に必要なサービス:商店による送迎などの隠れたサービスとそれにとまなう課題)が見つかりました。



統計データを利用する

(NPO 法人岡山 NPO センター)

課題の深刻さや重要度を「誰に対してもわかりやすく」伝えるために、岡山 NPO センターでは統計データを活用して解説をさせていただいています。

・国勢調査データ一覧

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02100104.do?toacd=00200521>

地域の人口であれば、総務省統計局が実施する国勢調査の「小地域集計」から、町単位で把握することができます。

この国勢調査の数字を利用し、倉敷市内を対象に「横軸へ 0-19 歳人口」「縦軸に 75 歳以上人口」を指定し散布図を作成すると、地域の人口分布を可視化することができます。グラフ化することで、例えば「この地域は青少年が少なく、後期高齢者が非常に多い」という構造などを分かりやすく示すことができます。このように数を数字とデータで把握することで、取り組むべき課題や地域の現状を客観的に把握したり、説明したりすることが可能になります。



・将来推計人口・世帯数

<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Mainmenu.asp>

課題を解決していくためには、活動する地域の 10 年・20 年先の姿を予測しておくことも重要です。「国立社会保障・人口問題研究所」のサイトでは、将来推計人口・世帯数について都度更新されています。



・e-stat

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>

また、人口など地域のデータを探するためのウェブサイトとして、独立行政法人統計センターが運用管理を行う「e-stat(イースタット)」があります。上述の人口分布図を作成するための統計調査結果や、代表的な調査結果のグラフなどが掲載されており、日本全体での課題や人口を把握することができます。



・RESAS 地域経済分析システム

<https://resas.go.jp/>

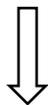
地域経済分析システム (RESAS:リーサス)は、地方自治体の様々な取り組みを情報面から支援するために、まち・ひと・しごと創生本部事務局が提供する、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステムです。



(3) 課題の絞り込みや共有と会議の仕方

地域の課題を共有し、方向性を持ちながら取り組むことで、活動での大きな成果が期待できます。活動テーマを決める会議や、課題意識の共有方法はとても重要です。

●手法



- ① 各団体のリーダーによる絞り込みを行う。
- ② 全体会議にかける。

●ポイント

- ① 地域で課題を共有するためには、共通の身近な課題から始める。
例) 防災、高齢化、防犯、子育て、環境、地域行事、等
- ② 他地区や他団体との交流、協力を得る。
・楽しい雰囲気で見解を出しやすい環境づくりと手法を取り入れる。
例) 会議場を狭くする。参加者どうしの物理的な距離を近づけることで、心理的な距離感の近づきをつくれます。話し合いが和むアイテム(お茶やお菓子)を準備するのも有効です。
- ③ 行政が提供する出前講座制度を活用したり、市民が主催する会議へ行政に参加してもらったりすることで、参加者が信頼感をもって関わってくれることが期待できる。
- ④ 会議のゴールを決めておく。
当日に話すべき内容、会議のゴールはあらかじめ打ち合わせを行い設定しておきます。
これにより話の方向性がぶれることなく、決めるべきことを決めやすくなる。
- ⑤ 「やらされている感」をなくす。
地域にどのような課題があるか、話し合いの時点から参加してもらうことで、主体的に関わってもらえるようになる。会議を実施する際には事前に参加者に宿題を出したり、「当日はこれ話をしてください」と依頼したりしておくことで、意欲をもって参加できるようになる。



☑課題の絞り込みや共有と会議の仕方のチェックリスト

| チェック欄 | チェック内容 | 具体的な内容(記入欄) |
|-------|---|-------------|
| | 課題を共有する際には 理解しやすいように身近な課題からはじめるなど、その順番を工夫していますか？ ⇒ポイント① | |
| | 会議の際には、話がしやすい環境づくりを工夫していますか？ ⇒ポイント② | |
| | 会議の際には、あらかじめゴールを決め、時間を確認することで、時間内に効果的な会議となるように注意していますか？ ⇒ポイント④ | |
| | 会議や絞り込みの議論の際に積極的な参加を促すことや、役割を任せることにより、主体性を高めるようにしていますか？ ⇒ポイント⑤ | |
| | 絞り込みの際には、その後の取り組みに必要な合意形成ができるように関係者をもれなく集めておこなっていますか？ ⇒①、ポイント | |

以下の空欄に、あなたの地域で必要なものを足してみましよう。

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

●取り組みの事例

参加者の距離を近くする

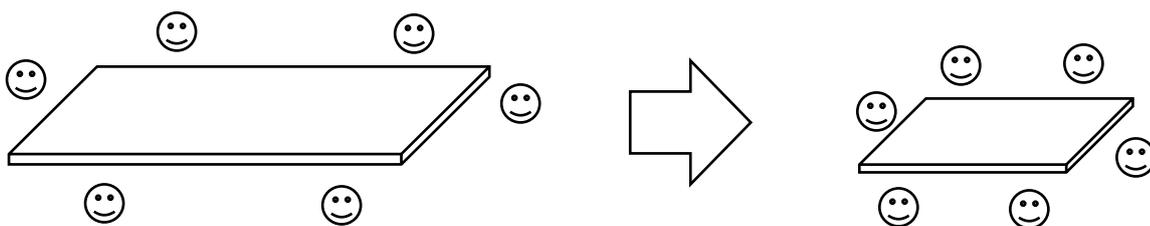
逢坂 麻由さん(NPO 法人子育て応援ナビぽっかぽか)

NPO 法人子育て応援ナビぽっかぽかでは、会議等での「参加者の距離の縮め方」について工夫を行っています。まず、会場はある程度狭い場所を選びます。広い部屋では参加者どうしの間に物理的な距離ができてしましますが、それをなくして近くに座ってもらうためです。お互いの距離が近いと、仲良くならざるをえません。

会議を開催する際の声掛けは行政の方に行ってもらいます。民生委員や保健師の方とお話したいと思うときには、NPO 法人が主催する場合でも、行政の方から案内文を出してもらうことで集まりがよくなります。当日の司会等は NPO 法人スタッフで行うようにします。

また会議への参加を呼び掛ける際には、あらかじめ「あなたには当日、こういう話をしてほしい」と伝えておきます。こうすることで、当日目的と役割を持って参加しやすくなります。また事前に宿題を伝えることで、責任感を持って会議に参加してもらうことができます。

会議を行う前には、必ず NPO 法人のスタッフ会議で話しあうべきことを整理してから臨みます。これにより、会議のゴールや話すべき内容が見えやすくなり、「今日の会議、何の話をしたんだっけ？」といったことがなくなります。方向性を決めておくことが重要です。



事業の連携と継続のコツ

梶房 澄男さん(西浦学区コミュニティ協議会)

西浦地区では、コミュニティ協議会、社会福祉協議会の所属部会役員は、会長以下同じ人が兼務しています。課題に対して、どちらにも共通している内容の事業が発生してきますので、運営はスムーズに実行されます。コミュニティ協議会に所属している各団体からの具体的な活動の提案と、コミ協本部主催事業を合せて三役会議で協議して、決めています。部会別では、本部活動・交通・環境・保健福祉・文化教養・防犯補導・総務広報別に活動しています。毎年同じ行事を行った場合マンネリ化する為、新規事業を毎年 1 つは追加しています。本年度は、史跡の案内板設置とプルトップ収集活動を予定しています。

忘れられてしまいそうな“連島の 88 ヶ寺”の地図づくり、次には、地図に沿って「癒しのウォーキング」を開催し、歴史豊かな連島の史跡、神社、仏閣を廻りました。又、地域の史跡案内板を設置してきました。各行事の案内は、各町内会会長さんへ案内状を渡し、町内回覧しています。行事開催前の会議では、議事次第を配布して、報告事項、審議事項の内容で協議しています。出席者に共通認識を持ってもらう為です。

難しい課題を継続するには

松田 美津枝さん(川辺地区町づくり推進協議会)

川辺地区町づくり推進協議会は、4 年前から防災研修を実施しています。私たちの地区は二つの 1 級河川に囲まれ、常に水害の危険性がある地域です。しかし土手の改修が行われたことで、住民の間では「もう大丈夫だろう」との意識が広がっており、危機感の低い状態にあります。そんな中起こった東日本大震災をきっかけとして、意識を変えていくための防災研修を開始しました。

手段として、行政の出前講座制度を活用した防災研修を行いました。3 年半で 3 回実施し、人数ではなく継続だと、模索しながら活動しています。1 回目はワークショップ形式で、水害を想定した避難経路の確認をする内容で実施しました。タイトルを「防災のことワイワイガヤガヤはなしてみようやあ」と簡単に参加できるように表現を工夫しました。2 回目は倉敷市防災危機管理室の講座とワークショップ形式で、「笑顔でまちづくり応援隊(※)」の参加協力で開催しました。川辺地区の住民だけでなく他地区の人が入ることで、良い緊張感と異質な環境や意見をもらうことで自分の考えが再確認されたりするなど、新鮮な意見が出されました。また、この回の様子が広報くらしきの表紙になるなど他地区からの好評価をもらい次につながる効果となりました。3 回目は、隣地区との共同研修を開催しました。水害の場合、川辺地区には避難所は開設されない為、隣地区(岡田地区)への避難を余儀なくされます。そのことから、ミニ避難訓練と、同じ条件を抱えている地区同士として、倉敷市防災危機管理室の出前講座と、避難所体験等を合同で行いました。それぞれの地区の条件を共有しつつ、内容を話し合い、アイデアを持ち寄ることで充実した合同研修を開催することができ、よい交流の場となりました。

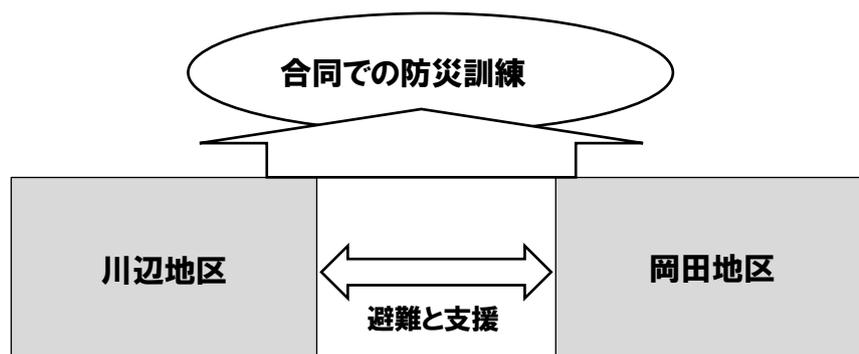
また、川辺地区の研修への参加を増やすために、幼稚園や小学校へ協力を依頼し、PTA 経由でチラシを配布したり、民生委員との協力で集合住宅へのチラシを配布したりするなど工夫したことで、親子での参加が増えました。

地域には行事が多いですが、地域の方が「やらされている」と感じてしまつては意識が高まりません。地域にどのような課題があるか、話し合いの時点から参加してもらうことで、「やらされている感」を取り除いていきます。

この防災講座についても、役員会の中で必要性が提案されたことがきっかけで始まっています。また、1 回の参加者が増員に転じないことは課題ですが、継続していく事が重要だと考えています。

今年は、自主防災組織を立ち上げている地区の代表を計画の段階から入れるなど、多くの人を巻き込み協力をしてもらうことで、意見の幅が広がりました。

※笑顔でまちづくり応援隊:倉敷市が主催した「まちづくり人材養成講座」を終了した市民と行政職員により構成され、地域でのまちづくりサロン運営などを行う。



(4) 人の巻き込み方 ～地域内の人を巻き込む・若手を巻き込む～

地域活動の担い手や後継者不足を解決するため、新たに活動をしたいという仲間の見つけかた、活動に参加してみたいと思わせるきっかけづくりについて紹介します。

●準備・必要なもの

- ① 地域の学校と学外をつなぐ窓口の連絡先リスト(本冊子 P63 を参照)。
- ② ホームページや広報誌など、広報媒体。
- ③ 地域内の団体の年間行事一覧(地域の情報を一元化する団体があると良い)。



普段から、話しやすい雰囲気を作っておく

●手法とポイント

① 動機付けを行う。

担い手を増やしていくためには、「どんな内容で」「どんな力を必要としているか」を明確に示すことで、「自分も関わりたい」「自分も関われそうだ」と思う人を増やしていくことが大切です。また関わってくれた際には御礼の場(表彰や発表の機会など)を設けることで、関わった人の満足度を高め、継続的に関わっていたく関係をつくることができます。

② 役員条件の見直しと関わりの多様化。

特定の地域団体や組織に参加している方以外に、個人の方にも参加の機会を開きます。また、新しく地域へ来られた方、若い方へも積極的に関わっていただけるよう条件を工夫します。働いている人の巻き込みや、地域協力を行う大学のサークル等にも声をかけます。

③ 若者にこちらから近づく。

高校生、若手を巻き込む際は、活動前にワークショップで動機づけを行います。一見すると「よくわからない」彼ら・彼女らは、実はそれぞれにしっかりとした考えを持っています。大人のほうから歩み寄りましょう。

④ 正直な気持ちを伝える。

人を巻き込むためには本音で話すことが必要です。自分の意見を素直に(正直に)、腹を割って話すことで、地域活動に必要な思いを伝えることができます。

⑤ 任せる。

新しい人、若い人にも積極的に役割を担ってもらうことで、意欲を持って地域へ関わってもらうことができます。

⑥ 仲間をつくる。

- ・応援隊を作る。
- ・有事の際に集まるのではなく、日頃から付き合いを持ち、集まりやすい雰囲気を作る。
- ・楽しい仲間(気楽さが大切)。飲みニケーションで仲間作り。

⑦ 子どもを通じて大人を集める。

- ・子どもの興味を惹くことを意識すると、大人が一緒についてくる。

⑧ 広報の工夫。

- ・新聞の発行、配布、回覧を通じたイベントの周知をする。
- ・広報は集める時だけでなく、結果(成果)の広報もする。「(しました)だけの広報ではダメ)。
- ・広報の中に口コミ欄を入れる。イベントの感想や地域からの声を載せる。
- ・広報を出す時期も大切。生きた情報を早めに出すと効果的。
- ・ホームページを作成する際には情報管理をしっかりする。

☑人の巻き込み方 ～地域内の人を巻き込む・若手を巻き込む～のチェックリスト

| チェック欄 | チェック内容 | 具体的な内容(記入欄) |
|-------|--|-------------|
| | 地域内の団体を巻き込むために、年間行事の一覧など、その情報を収集し、まとめていますか？ ⇒ポイント⑧ | |
| | 巻き込む相手を動機づけするために、頼む理由や求める内容を明らかにして依頼をしていますか？ ⇒ポイント① | |
| | 若者や団体に所属していない個人など遠慮している相手にはこちらから機会をつくり、歩み寄っていますか？ ⇒ポイント②、④ | |
| | 広報の際には、情報の鮮度や時期に注意しながら、それぞれの媒体の特性を活かして対象を絞った発信をしていますか？ ⇒ポイント⑧ | |
| | 普段から様々な人と関係づくりを意識し、話しやすい雰囲気づくりを心がけていますか？ ⇒ポイント⑥ | |

以下の空欄に、あなたの地域で必要なものを足してみましよう。

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

●取り組みの事例

多くの人に声をかける

田中 一恵さん(倉敷南コミュニティ協議会)

人手が足りないので、
〇〇を手伝ってほしい

手伝ってほしい部分を
具体的に示す

倉敷南コミュニティ協議会では、役員の人手不足が課題になっていました。町内会長や環境衛生協議会など、各団体の“長”が集まり協議会を組成していましたが、その縛りを緩め、町内会役員や、PTA の副会長や監事など、各団体の“役員”にまで間口を拡げました。それでも十分な人数を確保することができず、活動に勢いが足りないと感じていました。そこで組織に所属していない“個人”も参加可能としました。その結果、コミュニティ協議会の役員数は 32 名から 64 名へと倍増し、取り組める活動の幅が広がりました。

組織に所属していない個人の方へは、個別に参加の声掛けを行っていきます。例えば PTA の会合などの機会に、「いい人だな、地域でも活躍してほしいな」と思う人を見つけた際には、声をかけるようにしています。こういった場で積極的に動いて下さる方は年齢を問わず、協議会への呼びかけに対しても反応のよい方ばかりです。

シニアの方には小学校での夏祭りの踊りの指導をいただいています。御礼にというわけではないですが、夏祭りの当日には櫓で踊って頂く「見せ場」をご用意しています。こういった場があることで、みなさん喜んで参加して下さいます。

反対に若い世代へ声をかけるときには、地域活動に対してどういったイメージを持っているのかなど不安に思っていたのですが、「嫌なイメージはなかったです」と積極的に関わってくださっています。若い方が活躍してくれるよう、魅力ある地域活動を見せていかなければと思っています。

「夏祭りの踊りを教えてください」「模擬店を出す人手が足りません」など“手伝ってほしい部分”を示すことで、みなさんが喜んで参加してくれるようになったと感じています。

相互理解を引出すために

宮崎 一男さん(唐琴自治会)

私は子ども会の活動へ 40 年近く携わってきました。ある時、小学校と子ども会との間で「子どもの取り扱い」が起きました。学校が主催する水泳教室と、子ども会が行う球技活動の日程が重なったのです。このとき、子どもたち自身もどちらへ参加すればよいか迷っていました。

私は子ども会役員の立場ではありましたが、「学校の先生に預けるほうが安心だ」と、親としての自分の気持ちを子ども会の役員会で正直に伝えました。結果として子ども会と小学校が分かりあうことができ、当時の学校の先生たちを、今も飲み会にお誘いし、時には一緒にの時間を持てる関係が続けられています。学校か？地域か？活動の中で重なり迷うところがあると思いますが、お互いに正直な気持ちを伝えることで通じあうことができます。

地域の繋がり活動

茶木 勝行さん(神亀学区コミュニティ協議会)

神亀学区コミュニティ協議会では、地区社会福祉協議会の役員も兼ねています。両協議会では小学校グラウンドにて三世代行事、夏祭り、とんど焼き祭り、グラウンドゴルフ等、実施しています。また、コミュニティふれあい会館を拠点にした各部会(老人部会、愛育部会、栄養改善部会、環境部会、体育部会、親子部会)による課題解決活動、ふれあい、交流活動等年間約20の活動を行っています。

これらの諸活動に多くの方々に参加してもらうためには情報と宣伝が重要となります。そこでイベントの紹介等、新聞を発行し各家庭に見てもらえるよう配布しています。

地域の繋がり活動としては、私の老人クラブでは毎朝のラジオ体操(第一、第二)とグラウンドゴルフ、年間行事として園遊会(草花の展示鑑賞)、文化展(趣味活動の展示鑑賞)、忘年会、新年会、焼き肉会、茶話会等を行い会話の場づくりを行っています。

また、地域の課題解決すべきテーマを設定するうえで、マンネリ化、参加者の片寄り等を考慮した活動の取り組みが重要だと思っています。

高校生の巻き込み方

諏訪部 正さん(NPO 法人 TEC.ECO 再生機構)

NPO 法人 TEC.ECO 再生機構は、退職技術者が集まり環境学習指導を行う活動をしています。市民が身近な橋に関心を持ち見守る「橋守サポーター」という事業を通じ高校生と関わる機会が多いため、高校生とのかかわり方についてご紹介します。高校生を巻き込むには、まず動機づけが必要であると感じています。ある時テレビで災害を特集した番組が放送されていましたが、その中で高校生が独居高齢者の方とともに避難時の経路を考える様子が報じられていました。この取り組みでは、活動前の動機づけとしてワークショップが行われていました。私たちの活動に関わる高校生も、動機づけがあれば積極的になると感じています。活動中にはしゃいだり、大丈夫かなと思う様子を見せたりすることもあります。テレビの取材などが入ると見違えるようにしっかりと自分の意見を話してくれます。

学生の場合は毎年世代交代が起こりますので、一年ごとに活動の目的の共有を行うなど、「意識の更新」を行うことも大切です。普段発言をしづらそうな子でも、大人から若者に歩み寄ることで活動へ引っ張り込むことができると感じています。そのためには我々大人が、「LINE」など彼らの使う手段を活用できるようにしなければいけないですね。



若者の連絡ツールをつかいこなす！

人に任せる

中島 一郎さん(穂井田地区社会福祉協議会)

穂井田地区社会福祉協議会では、「任せる」ということを積極的に行うことで、個々の役員に活躍いただいています。

長年委員を務められている方の中には、いわゆる「あて職」の方もいらっしゃいますが、その方々に事業の半分程度をお任せしています。また新任の方、若い方であっても、ある程度の部分は思い切って「やってくださいね」と任せてしまいます。多少強制的な面はありますが、主体的に関わる人数を増やすために有効です。

人の巻き込みと世代交代

梶房 澄男さん(西浦学区コミュニティ協議会)

行事を実施する前には、集まった役員でお茶を飲みながらざっくばらんに楽しく語る場を設けます。行事内容によっては、参加した人が懇意にしているが行事へ参加していないという人も誘い、参加してもらいます。知っている人から紹介されると参加を断りにくいようで、これまでつながりのなかった人が参加してくれます。また、今後定年を迎える予定の町内の人を、積極的に交流の場に誘います。このためには、「だれが何歳か」と地域の方達のことを事前に把握しておく必要があります。

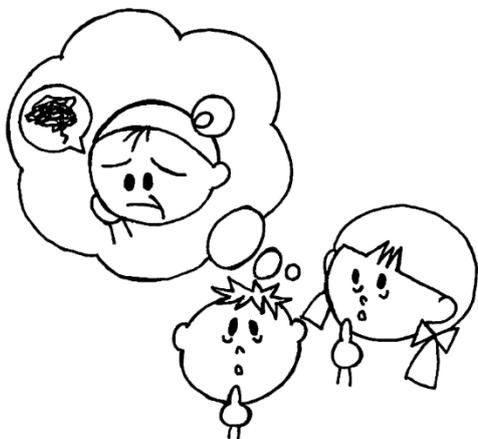
今までは「会社勤めをしていて町内の事を知らない」という人が地域では多く見られましたが、実際に声をかけて見ると興味を持つ人もおり、参加していただくことができました。時間に余裕の出来た人が集まり、子ども、孫と三世代での交流行事(餅つき、しめ縄づくりなど)を行い顔見知りになる事で、事業を次の世代に引き継ぐ基盤ができていると思います。

(5) 資金や資源の集め方 ～協働のすすめ方～

地域課題の解決を行う上で特に大きな問題となっているのが、活動を行うにあたり必要となる財源の不足です。「この活動は地域に必要なだ」という理解者や、「活動に協力したい」という想いを共感していただける支援者を増やすために、募金や寄付を呼び掛ける際のポイントや、どのように活動を理解してもらうかについてまとめます。

●手法

- ① まちの中にどんな資源があるかを把握しておく。
 - ・どのような人が暮らし、どのような産業があるのか、地域の資源を把握しその力を活用していくことは、活動や取組みを成長させることにつながります。
 - ・結果や情報の共有化。パンフレットにまとめる。正確な情報を提供することで、活動への信頼が得られ、地域全体を良い方向へ動かしていくことへつながります。
- ② 当事者性を高める。
例えばテレビで災害の様子が放映された際、家庭の中で、「自分ならどうする?」「あなたならどうする?」と日頃から話し合うことで、まず自分達でできることは何かを考えることができるようになります。
- ③ 企業に対して協力を得る場合、企業にも PR 材料を提供する。
地域の企業へ協力を依頼する際は、その企業が「地域でこのような活動を行っています」と PR できるような参画の形、活動風景写真等を提供することで、より協力が得やすくなります。



●ポイント

- 作業を行ったことでの金銭的な対価を確認できるようにする(気づきを大切に)。
自分たちで努力した結果として適切な金額が示されることで、活動への理解と納得感を得ることができます。事業に参加することで町に誇りを持てるようになるほか、「浮いたお金で他の地域も良くなる」という公共事業への新たな発想も得ることができます。
- 出来る事は自分達で。出来ないことは行政に相談。
地域で、自分達で出来る事は何かを示し、その上でできないこと・行政に協力して欲しいことを明確にすることで、資金や支援の提供がうけやすくなります。

☑資金や資源の集め方～協働のすすめ方～のチェックリスト

| チェック欄 | チェック内容 | 具体的な内容(記入欄) |
|-------|---|-------------|
| | 必要な際に資源の提供を求めるために地域の資源を意識し、把握していますか？ ⇒① | |
| | 企業に資源提供を依頼する場合、企業側にもPRができるなどのメリットがあるように配慮していますか？ ⇒③ | |
| | 資源提供者には、提供した資源(時間なども含む)に対して、どんな成果が出たかを丁寧に伝えていますか？ ⇒③ | |
| | 資源提供者を増やすために、地域への当事者性を高めるための取り組みを家庭レベルで推進していますか？ ⇒② | |
| | まずは自分たちでできることを考え、その上でできないことを行政や企業など他の組織に相談するようにしていますか？ ⇒ポイント | |

以下の空欄に、あなたの地域に必要なものを足してみましよう。

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

●取り組みの事例

まちの中に宝。人脈・金脈。

岩中 正則さん(青少年を育てる会)

下津井地区での「風の道(※)清掃事業」についてご紹介します。ここでは地域の多くの方とともに清掃活動を行い、対価として市から事業費をいただいています。清掃活動を始めたきっかけは、「道が汚れている」と気付いた人がいたことです。そこから、「活動を行う人数が足りない」と気付いた人が中学生へ声をかけ、その親御さんも活動へ参加するようになり、段々と当事者として関わる人が増え、今では地区の鉄工所の方が工具を使って助けてくれることもあります。そうして住民全員で取り組む活動となり、市から必要性が認められた結果、委託事業として対価をいただきながら実践していくことになりました。まずは自分たちでできることをしっかりとやる。その上で足りないものは、市の補助金等で支援してもらおう。そうすることで、自分たちが努力した結果としてお金をもらうことができ、「地域の方が流した汗に対する対価」として適切な金額をいただき、また地域へ報告することができるようになりました。

なお、活動費の会計は、「これだけのお金が集まり、これに使います」としっかり用途を開示しています。もしも町内会費などのお金が余った時は、「これだけ残りました」と金額をしっかりと示せば、地域の方が不審に思ったり、反発して来られたりといったことにはなりません。下津井は古いまちなので近所づきあいがしっかりしているということもありますが、自分たちが参加した事業のお金を使うため、「地区内の道路を直そう」など地域内でお互いの要望を出しやすいという好循環が生まれています。

※風の道：下津井電鉄の軌道跡地(旧児島駅～旧下津井駅)を市が整備した、約 6.3km の歩行者・自転車専用道。

個人・団体のできるだけ多くの方に声をかける

宮崎 一男さん(唐琴自治会)

私が自治会活動に関わる以前のことで、100年近く途絶えていた唐琴地区の“だんじり”の鴻八幡宮宮入りを復活させたい、と、各種団体に声かけし、だんじり保存会を立ち上げた時のことです。“だんじり”を新調するため寄付を集めました。初めは主に企業に声掛けをし、32社5個人から協力をいただき、目標金額は達成することができました。しかしこれでは「地域のだんじり」にならないと思い、さらに地域内の全戸へ寄付の声掛けを行いました。結果として、260世帯から約250万円の追加寄付をいただくことができ、新調した「地域みんなのだんじり」で100年振りの「鴻八幡宮宮入り」を復活することができました。

できるだけ多くの人に寄付という関わりを持ってもらえるよう声をかけたこと。また寄付をお願いする際、「地域のお祭りにしたい」という自分達の気持ちを発信したこと。唐琴では宮入りが無く、他地区の“だんじり”に参加していた、「“唐琴のだんじり”で宮入りしたい」と思っていた子どもの声を聞いたこと。これらが、「地域のだんじり」＝「地域のお祭り」を実現させるためのポイントだったと思います。



(6)実施の際の工夫と注意点

地域活動をより活発に、そして円滑に行うための手法について、取組み方の工夫・改善の参考となる事例についてまとめます。

●手法

- ① 目指すビジョンの明確化とそこに向けた思いを示す。
「だれのために・何のために活動を行うのか」を定期的を確認することで、地区の思いや方向性が揃い、一人一人の参加者意識を高めることができます。また、活動指針や規約などを文書化しておくことで、代表者や役員が交代した際にも一貫した「地域として目指すもの」を意識することができます。
- ② 類似事例や成功事例を調べる。
課題を抱えている人、解決に向け協力できる人を調べる。
- ③ イベント、行事を実行する上での工夫と注意点。
 - ・課題解決のためのイベントを実施する上での工夫と注意。実行するまでの必要な準備、機材、スケジュール、役割分担、次回へつなげるための工夫→やるべき項目はリストアップできているけれど円滑にやるための工夫。
 - ・リーダーは、一つのことに集中せず、全体を見わたし、メンバーに役を割り振るなど、スムーズに進むことに配慮する。
 - ・計画表に貼って役割分担を書く。また、書く時は、模造紙などに大きく書き、貼り出すとよい。

【小地域の場合】

- ・地域の多くの人々が課題に関わるための工夫。
- ・小地域の定例行事では、役員だけがかかわってしまいがちです。地域の課題解決には、多くの人たちの参加が欠かせません。そのためには、役員以外も参加できる実行委員会形式が有効です。
- ・行事に参加した人(できるだけ皆に)には笑顔で声かけのあいさつをし、参加することの敷居を低くして、次回への参加に繋げましょう。

●ポイント

○事例を交えて具体的に話をする。

個人の思いつきによる発言ではなく、他地域でも実践されている取組みであること、有効性が認められていることなどを客観的に示すことで、提案の有効性が聞き入れられやすくなります。

実行する行事が定例的なものと、新しく始める場合では、ポイントが異なります。新規の場合は、地域のみなさんにその意義を町内の会合や掲示物、回覧や配布物などで伝える工夫をしましょう。定例的なものは形がい化やマンネリ化しがちです。町内会やイベント終了時のアンケートなどを行い、課題や問題点を振り返りましょう。また、よせられた意見、回答は、町内会の会合や掲示物、回覧や配布物などで伝える工夫をしましょう。

【小地域の場合】

○地域の「生きた情報」収集

行政が実施する調査の結果等に加え、地域に古くから暮らす人の話などを日常的に伺い、困りごとなどの声を収集することで、地域の実態に合った事業実施が可能となります。

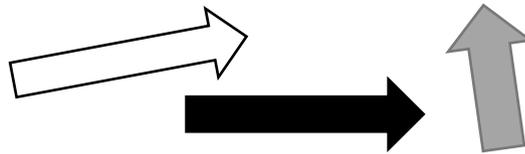
☑実施の際の工夫と注意点のチェックリスト

| チェック欄 | チェック内容 | 具体的な内容(記入欄) |
|-------|--|-------------|
| | 実施の前には、他地域や過去に同じような取り組みがないかを調べ、成功事例に学ぶように心がけていますか？ ⇒② | |
| | 実施の際にもビジョンや目的を確認し、それに沿った取り組みとなるように注意していますか？ ⇒① | |
| | 実施の際には役割分担を明確にし、特にリーダーは全体を俯瞰して見て、適切な指示をとれるようにしていますか？ ⇒③ | |
| | 役員以外の人にも参加する機会を多くつくるために、実行委員会制などをとって運営していますか？ ⇒小地域の場合 | |
| | マンネリ化をさけるためにアンケートなどで常に参加者の意見を吸い上げて反映する仕組みをつくっていますか？ ⇒ポイント | |

以下の空欄に、あなたの地域で必要なものを足してみましよう。

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

●取り組みの事例



ベクトル合わせ

藤井 拓夫さん

(中庄学区ニュースポーツ推進委員会、トーピア見守り隊)

事業を実施する際に行っている工夫についてお話しします。町内会長は毎年交代することが多いため、事業をやったり止めたり、木を植えたり切ったりなどそのときそのときの判断で活動がぶれることがありました。また、地域の社会環境や周辺環境が変化している中で定例行事が改善されないまま続けられることがありました。こういったことを防ぐため、地域の目指す姿(ビジョン)と活動指針を定め、毎年必ず“くどい”と思われるくらい何度も共有するようにしています。

また地域での活動に対し、個人が何か提案を行ったり思いの強さを伝えたりする際にも、目指す姿をクリアしておくことが重要だと感じています。賛同者を拡大していく際には、「私の考えた案です」と示すよりも、他地域での具体的な事例を複数紹介することで納得感を高めることができます。情報を発信する際には、手を変え品を変え、回覧などを使い数多く発信を行います。確実に事業を進めていくために、1回1回の定期総会でどこまでを発信するかを決めておき、議論の道筋を示すことで理解を得ていきます。すぐできることはすぐやりつつ、優先順位をつけることが重要です。

情報収集

横山 和廣さん(NPO 法人かめかめ福祉移送)

NPO 法人かめかめ福祉移送は、障がいや高齢などの理由で公共交通機関の利用や自家用車の運転が難しい方に対し、通院、通学などの日常的な外出や行楽、余暇活動などの趣味的な外出の手助けとして、「福祉有償運送」の活動を10年以上実施しています。

近年地域のバス路線が次々と廃線となっていく中、地域で「困りごととは何か」と尋ねると上位3位までに「移動」の悩みが必ず挙げられますが、実際に利用者アンケートを行うと「困っている人がいない」という結果になります。厚生労働省の調査でも、人口の1%程度は移動困難者が必ず存在するという結果が示されています。しかし、「困っている人」を特定することがむずかしい状況です。

地域の出前講座参加者や行政に情報提供を求めましたが思うように得られませんでした。生きた情報を持っているのは、地域の「お隣の出しやばりのおばさん」、そして古くから活動されている社会福祉協議会や民生委員の方であると感じています。そういった方々とのつながりを生かし、移動困難者の情報収集を行うことで、地域に必要とされる活動ができると感じています。

実行委員会形式で実施

岡野 照美さん(岡田地区まちづくり推進協議会)

岡田地区まちづくり推進協議会では、「実行委員会形式」を活用しています。定例で行う事業や行事は固定の役員が担いますが、新しく取り組みを始める際には実行委員会を立ち上げ、その都度新メンバーを集めるようにしています。地域へ関わる間口を広げ、多くの地域住民の方を巻き込んでいくことで、当事者意識と参加意欲を持ってもらうためです。

この形式を用いることで新たな人材の発掘や、参加メンバーに活動の思い、活動の実際を知ってもらえる利点があります。しかし実際は人材不足で、個別に声をかけて参加してもらうようにしています。

実行委員会での取り組みの一つとして、東日本大震災の被災者に対する支援活動があります。地域全体で空き缶回収をして、そのお金を被災地支援に使っています。今年度は、話し合いの結果、東日本大震災関係の絵本を公民館、小学校、幼稚園の各教室に購入する費用に充てました。その都度活動の目的を確認し、だれのため・なんのための活動であるかを明確にした上で、それを忘れないように継続していくことが大切です。

(7) 振り返りと共有の仕方

行事やイベントを行った後には、次年度に担当者が変わった場合でも不備なく進行できるようしっかりと振り返りを行い、引き継いでおくことが必要です。普段の事務体制や組織の戦略がきちんと詰められていれば、一回一回の振り返りを丁寧に行うことで、引き継ぎを簡単に行うことができます。

振り返りと共有の仕方のチェックリスト

| チェック欄 | チェック内容 | 具体的な内容(記入欄) |
|-------|--|-------------|
| | 実施の時期や当日の時間配分は、良かったですか？ | |
| | 参加者の満足度は高かったですか？ その理由は何ですか？ | |
| | 目的はどのくらい果たせましたか？ ビジョン実現に近づきましたか？ | |
| | 支出に見合うだけの活動ができましたか？ 足りないもの・無駄なものはなかったですか？ | |
| | 来年度に向けての方向性は決まりましたか？ | |

以下の空欄に、あなたの地域に必要なものを足してみましよう。

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

5.活動推進のための Q & A

| 逆引き Q&A | |
|---|----------------------------|
| 自治会役員に就任することになりましたが、経験がなく何をやっていいのかわかりません。 | P15「引継ぎ・世代交代」をご参照ください。 |
| 後継者の育成に問題を感じています。同じ人がいつまでも役員をやめられない状態です。 | |
| 役員任期を3年に設定しており、長すぎると感じています。 | |
| 自治会の活動で年配の人の意見が強く、若者・女性の意見が通りません。 | |
| 地域に関する情報がつかめません。 | P21、P22「地域課題の調べ方」をご参照ください。 |
| ヒアリングとは具体的に何をしたらいいですか。 | |
| アンケートを実施する際の注意点には、どんなものがありますか。 | P23「ちがう目線で考える」をご参照ください。 |
| 客観的データを使用したいと思いますが、具体的にどんなものがありますか。 | P24「統計データを利用する」をご参照ください。 |
| 自治会の無関心者をどのように巻込めばいいですか。 | P29「人の巻き込み方」をご参照ください。 |
| 自治会の会合に地域の人が全然出席してくれません。 | |
| 自治会で事業をする時、運営者がいつも同じ人になってしまいます。 | |
| 地域の高齢化により、役員になる人が減少しています。 | |
| 企業の協力を得るにはどうしたらいいですか。 | P33「資金や資源の集め方」をご参照ください。 |
| 地域の資源や課題について日ごろから意識するにはどうしたらいいですか。 | |
| 資金を得る際に気を付けることは具体的にどんなことか。 | |

| 事業を実施する際の Q & A | |
|---------------------------|---|
| 課題を集約・共有する際に気を付けることは何ですか。 | <p>課題は人によって違い、ある人にとって課題と思う物が、他の人にはそう思えない場合もあります。集まって共有をする際には、「誰にとっての課題か」という目線を忘れないように、特に発言力の無い方等が抱える課題が見落とされないように注意をすることが大切です。アンケートをとる際には中学生以上の全員を対象にする、世帯ではなく個人のアンケートにし、匿名性が保たれるようにする、などの配慮も大切です。</p> <p>また、集まらずに共有する際には課題をいくつかの分類ごとに整理し、情報を伝えたい相手にあった媒体を使い集約・共有しましょう。情報は回覧板、メーリングリスト、SNS 等の手段を通じ、集めたり共有したりする方法が考えられます。また個人情報を含むものについては安易にインターネット上で共有せず用紙へ記入しやりとりを行う方法が考えられます。</p> |

| 組織の運営に関する Q&A | |
|--------------------------------------|---|
| グループや町内会を組成するとき、どのような単位でわけるといいでしょうか。 | グループの場合には、活動するテーマによって、そのテーマに対する当事者意識が高い人のエリアで取り組む方が良いと思います。例えば公園であればその周辺に住まわれており、徒歩で行く方などが良いと思います。 町内会も同様に、基本的には生活圏を共にする方で組成をするのがその後の活動もスムーズであると思います。 ただ、いずれの場合にも常に門戸を開き、遠方からの支援や参加も受け入れる姿勢を持つことが大切です。 |
| 若者と交流をはかるにはどうしたらいいでしょうか。 | 若者になじみのあるツール(LINE、Facebook など)を使い、呼びかけの方法を工夫しましょう。若者を理解するように努めましょう。 P29「人の巻き込み方」もご参照ください。 |
| 活動に参加しない、できない人に参加してもらうためにはどうしたらいいか。 | 活動に参加をされない方は「活動の内容が分からない」「目的が分からない」などのある種の不安を感じられているかもしれません。活動の内容・目的を明確にし、それに合った広報活動を行いましょう。また、学校や他の団体と連携することで相手に届きやすい状況や参加しやすい状況をつくるのもいいでしょう。 活動に参加できない人はできない理由があると思います。まずはその理由や事情を知ることからはじめ、例えば在宅でできること(インターネットをつかった広報など)など、できることからはじめていただくなどの方法を考えましょう。 |
| 他団体と円滑にコミュニケーションをとるにはどうしたいでしょうか。 | 情報の発信・共有を心掛け協力体制を築きましょう。行事を行う際の事前案内や、勉強会の合同開催などを行うと、日頃からお互いの活動を知ることができ有効です。定期的に情報共有をする機会をもつようにすることなど、顔を合わす機会を定期的に儲けることも重要です。 |
| よい会議にするために、日程・場所について気を付けることはありますか。 | 会議の参加者の都合によって時間を調節する必要があります。開催場所は会議室に限定せず、例えば地元のお店や公園など、テーマによって場所を変えることで会議の効率が上がる場合もあります。会議に来てほしい人が参加しやすい場所(駐車場の有無など)も意識しましょう。 |
| よい会議にするために、どのようにテーマ設定をすると効果的でしょうか。 | 緊急度と重要度を考えながらテーマを絞り、できるだけ具体的なテーマ設定にするとよいでしょう。時間内に決められるテーマにするなど、一定の結果が出るものにする 것도重要です。 |

| | |
|--|---|
| よい会議にするために、段取りについて気を付けることは？ | 大枠の流れを決め、時間配分を決めておくといでしょう。また、適宜論点を再確認することで脱線を防ぐことができます。 |
| よい会議にするために、ゴールの設定について気を付けることはありますか。 | 何が決めれば、またどのような状態になれば会議が終わるのかという「ゴールの明確化」を行いましょう。 |
| 広報物はどのように作成するとよいでしょうか。 | 広報作成の工夫はたくさんあります。情報の見やすさ、親しみやすさ、写真やイラストの活用などなど。 まずは、どんな人に読んでもらいたいかを考えて、その人にとって見やすい・読みやすいものを作りましょう。 |
| インターネットを上手に使うコツはありますか。 | 最近では、facebook などの SNS が広がってきており、積極的に活用することで、効果的な情報発信を行うこともできます。SNS では「個人」の発信が重要ですので、発信力が強い方が増えれば、どんどんと広がっていきます。 一方で、インターネットは利用できる環境に個人差があるため、頼りすぎないように気を付けましょう。必要な場合は、回覧板などの紙媒体を使用することも大切です。 |
| 役員を務めていただいたとき、金銭でのお礼をわたすことは可能ですか(所得税等)。 | 金銭を支払うことは可能ですが、こういった名目で支払うかによります。報酬として支払う場合は、その支払の都度支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっています。詳しくは最寄りの税務署へ確認してください。 |
| 社協とコミュニティのメンバーが同じではないですか？両組織の違いはどこにあるのでしょうか？ | コミュニティ協議会は倉敷市が設立を促進している「地域のまちづくり組織」で、地区社会福祉協議会は倉敷市社会福祉協議会が設立を促進している「福祉のまちづくり組織」です。 両組織の違いとしては、課題解決に取り組む分野の違いがあります。地区社会福祉協議会は福祉分野を核とした活動を目指していますが、コミュニティ協議会は分野を限定せず地域課題すべてに対応する活動を目指しています。 しかし実際には、両組織のメンバーが同じであったり、地区社会福祉協議会が福祉分野に付随する幅広い地域活動を行っていたりと、地域によって両組織の関係は様々です。大切なのは、その地域にとって活動し易い組織関係を築くことだと考えています。 |
| 地域活動を対象とした保険はあるのでしょうか。 | 社会福祉協議会が実施している保険があり、ボランティア自身が加入する「ボランティア活動保険」と、ボランティア活動に関わる行事で主催者の責任を補償する「ボランティア行事用保険」があります。 |

| | |
|---------------------------------|---|
| | <p>お問い合わせや加入の手続き、事故報告などの受付は、お近くの社協事務所でおこなうことができますので、ご活用ください。</p> <p>倉敷市社会福祉協議会 HP http://kurashikisyakyo.or.jp/volunteercenter/insurance/</p> |
| <p>笑顔でまちづくり応援隊って具体にはどういうもの？</p> | <p>平成 21 年から 26 年度まで倉敷市が実施した、まちづくり人材養成講座の卒業生を中心としたグループで、地域の課題を話し合う場「まちづくりサロン」の運営を行います。</p> <p>今までに、地域の防災や、高齢化など、7 回の話し合いの場を作ってきました。みなさまの地域で、話し合いたいことがあれば、お手伝いに伺いますので、ご連絡ください。連絡先は、倉敷市市民活動推進課(086-426-3107)です。</p> |

6.地域での課題解決に活用可能な制度

◆町内会・自治会などによるコミュニティ活動、地域による防災・防犯活動、老人会や子ども会活動などを行うときは…

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制度の名称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処理期間 | リンク | 担当窓口 連絡先 |
|--------------------------------|-------------------|---|----------------------------------|--|---------------------|
| 町内会・自治会などが集会所を 建設・修繕等する場合 | 工事着工前、又は建物 取得前 | <p>【地域集会所設置費補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築の場合 工事費又は基準工事費のいずれか低い額の 1/2 (上限額 800 万円) ・建物取得の場合 建物取得実費、基準工事費又は現在価格のい ずれか低い額の 1/2(上限額 800 万円) ・大修繕の場合 工事实費から 20 万円を差し引いた額の 1/2(上限 額 800 万円) ・公共下水道へ接続する場合 補助対象経費の 1/2 (上限額 50 万円 1集会所1 回限り) ・冷暖房設備を設置する場合 補助対象経費の 1/2(上限額 100 万円) | 完了届の受付、完了 確認の審査終了後、 約 1 カ月 | ⇒詳細は こちら ⇒申請書 は こちら | 市民活動推進課 426-3107 |
| 町内会・自治会などが使用する 集会所を賃借している場合 | ・随時 ・毎年度必要 | <p>【自治組織集会施設家賃補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃の 1/2(上限額 1 年度あたり 12 万円) ・家賃以外の敷金、権利金などは補助の対象になり ません。 | 申請受付後、約 1 カ 月 | ⇒詳細は こちら | |

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制度の名称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処 理 期 間 | リンク | 担当窓口 連絡先 |
|---|---|--|----------------------------------|-----------------------------|---------------------|
| 町内会・自治会などが集会所 入口に屋外スロープを設置する 場合 ・集会所の使用状況(選挙の投 票所又は市の検診会場)、整 備基準などの条件があります。 | 工事着工前 | 【集会所屋外スロープ設置費補助金】 ・屋外スロープに係る工事費の実費 | 実績報告書の受付、 完了確認の審査終 了後、約1カ月 | ⇒詳細は こちら | |
| 町内会・自治会などがコミュニ ティ活動に直接必要な設備の 整備を行う場合 | | 【(財)自治総合センターコミュニ ティ助成(一般コミュニティ助成)】 ・対象事業費の全額(上限額250万円) ・100万円以上で10万円単位 | | ⇒詳細は こちら | |
| 町内会・自治会などが、集会施 設(コミュニティセンター・自治 会集会所など)を建設整備する 場合 (1)新築工事費 (2)大規模修繕費 (ただし、コミュニティ組織自身 が当該コミュニティセンターの所 有者として「保存登記」済である こと。) | ・4月～ 9月中旬頃:事前申請 ・翌年3月末頃: 対象事業内定 ・4月:助成決定通知 ・7月～:事業実施 | 【(財)自治総合センターコミュニ ティ助成(コミュニティセンター助 成)】 ・対象事業費の3/5以内(上限額1,500万円) ・10万円単位 | 実績報告書の受付、 完了確認の審査終 了後、約1カ月 | ⇒詳細は こちら | 市民活動推進課 426-3107 |
| 町内会・自治会などが青少年の 健全育成のため、主として親子 が参加するスポーツ・レクリエー ション、文化・学習活動などを実 施する場合 | | 【(財)自治総合センターコミュニ ティ助成(青少年健全育成助成)】 ・対象事業費の全額(上限額100万円) ・30万円以上で10万円単位 | | ⇒詳細は こちら | |

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制度の名称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処 理 期 間 | リンク | 担当窓口 連絡先 |
|--|---|---|---------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 地域の自主防災組織などが、災害の被害防止・軽減活動に直接資するものの整備を実施する場合 | | 【（財）自治総合センターコミュニティ助成（地域防災組織育成助成）】 再掲 対象事業費の全額(30万円以上で10万円単位) 自主防災組織(上限額200万円) | | | 防災危機管理室 426-3131 |
| 20名以上の地域自主防犯パトロール隊で、規約を定めて毎月1回以上活動し、特定の建物・施設を対象としないもの | <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品などの購入前 ・補助金交付後は5年を経過しないと次回の申請はできません。 | 【地域安全活動支援事業補助金】 <ul style="list-style-type: none"> ・主に防犯に関する消耗品の購入費用(上限額10万円) | 申請受付後、約10日 | ⇒詳細は こちら | 生活安全課 市民生活係 426-3111 |
| 一定の要件を満たす住民団体(自治会、町内会等)が、犯罪防止の目的で、不特定多数の者が利用する道路、公園等を撮影する防犯カメラを設置する場合。 | 4～12月:事前申請 | 【防犯カメラ設置助成事業費補助金】 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな防犯カメラの購入または賃借、設置工事費等に要する経費。ただし、賃借の場合は、当初1年分の経費のみ。(補助率9/10, 補助金上限30万円/台) | 申請受付後、約2カ月 | ⇒詳細は こちら | 生活安全課 市民生活係 426-3111 |
| 地域(自治会、町内会等)が防犯灯を新設又は更新する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所、高さなどの条件があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置前に申請が必要 ※4月から受付終了時まで ・設置後に完了報告が必要 ※補助金交付決定日より3ヶ月以内(年度内) | 【防犯灯設置費補助金】 <ul style="list-style-type: none"> ・LED防犯灯 ……………1灯 15,000円(上限) ・青色防犯灯については補助対象外 ・同一組織に年間8灯まで | 設置完了確認後、約1カ月 | ⇒詳細は こちら | 道路管理課 426-3515 |

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制度の名称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処 理 期 間 | リンク | 担当窓口 連 絡 先 |
|--|---------------------------------|--|----------------------------------|---|--|
| 町内会・自治会などが使用する 集会所などを所有する場合(有 料で使用するものを除く) ・継続使用期間などの条件があ ります。 | ・納期限まで ・適用期間の当初1回の み申請が必要 | 【固定資産税・都市計画税の減免】 ・申請があった日以後に納期限の到来する税額の 全部又は一部を免除 | 申請後状況が変わら ない限り、継続的に 減免されます | ⇒詳細は こちら ⇒申請書 はこちら | 資産税課 426-3195 426-3197 |
| 町内会などで組織する環境衛 生改善組合がごみステーション を整備する場合 | ・工事着工前 ・事前に相談してくださ い。 | 【環境衛生改善事業補助金 (ごみステーション整備)】 ・ごみステーションの新設又は大規模修繕(面積の 拡張、屋根・戸・囲いの新設、又は屋根・床・戸・囲 いのいずれかの全面修繕)の場合は、総事業費の 2/3(上限額 25 万円)。 ・上記の新設又は大規模修繕を伴わない修繕(屋 根・床・戸・囲いのいずれかの一部修繕又は塗装) の場合は、総事業費から5万円を差し引いた額の 2/3(上限額 25 万円) | 工事完了届受付後、 約2週間 | | 環境衛生課 426-3361 児島・玉島・水島 各支所市民課環 境衛生係 児島:473-4546 玉島:522-8120 水島:446-1915 真備支所市民課 環境係 698-1114 船穂支所市民税 務係環境担当 552-5100 |
| 町内会などで組織する環境衛 生改善組合がごみステーション 用の水道設備を新設する場合 | | 【環境衛生改善事業補助金 (ごみステーション用水道設備新設)】 ・総事業費の 2/3(上限額 15 万円) | | | |
| 町内会などで組織する環境衛 生改善組合が共同で使用する 清掃用器具を購入する場合 | ・購入後年度内 ・事前に相談してくださ い。 | 【環境衛生改善事業補助金 (共同清掃用器具の購入)】 ・購入金額の 1/2(上限額1年度につき 5 万円) ・領収証の宛名は各環境衛生改善組合名にしてくだ さい。 | 申請書受付後、約2 週間 | | |

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制度の名称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処理期間 | リンク | 担当窓口 連絡先 |
|--|---|---|---|---|----------------------|
| 町内会などで組織する環境衛生改善組合が共同で使用する防疫用噴霧機を購入する場合 | | 【環境衛生改善事業補助金 (共同防疫用噴霧機の購入)】 <ul style="list-style-type: none"> 購入金額の2/3(上限額1年度につき10万円) 領収証の宛名は各環境衛生改善組合名にしてください。 | | | |
| 地域住民で構成され、営利目的でない団体が家庭ごみから自主的に資源回収を実施する場合 (例 町内会、自治会、子ども会、PTA、老人会、婦人会など) | 年2回 【前期】 2月～8月までの実施分を9月1日～同月20日までに 【後期】 9月～翌年1月までの実施分を2月1日～同月20日までに <ul style="list-style-type: none"> 団体の新規登録、代表者の変更は随時申請できます。 | 【ごみ減量化協力団体報奨金】 <ul style="list-style-type: none"> 対象品目1kgにつき6円×回収重量 報奨金の対象品目は、倉敷市が定める家庭の資源ごみに限ります。 報奨金交付申請書の提出時に再生資源回収業者などが発行した明細書の添付が必要 | <ul style="list-style-type: none"> 前期 10月末頃に各団体の口座へ振込 後期 3月20日前後に各団体の口座へ振込 処理期間は「前期」「後期」とも申請期限後、約1カ月 | ⇒詳細はこちら ⇒申請書はこちら | 一般廃棄物対策課 426-3375 |
| 町内会・自治会などが使用するゴミステーションを所有する場合(有料で使用するものを除く) <ul style="list-style-type: none"> 継続使用期間などの条件があります。 | <ul style="list-style-type: none"> 納期限まで 適用期間の当初1回のみ申請が必要 | 【固定資産税・都市計画税の減免】 <ul style="list-style-type: none"> 申請があった日以後に納期限の到来する税額の全部又は一部を免除 | 申請後状況が変わらない限り、継続的に減免されます | ⇒詳細はこちら ⇒申請書はこちら | 資産税課 426-3195 |

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制度の名称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処 理 期 間 | リンク | 担当窓口 連 絡 先 |
|---|---|---|--|---|--|
| <p>子ども会などが使用する子ども広場を所有する場合(有料で使用するものを除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象面積などの要件があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・納期限まで ・適用期間の当初1回のみ申請が必要 | <p>【固定資産税・都市計画税の減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請があった日以後に納期限の到来する税額の全部又は一部を免除 | <p>申請後状況が変わらない限り、継続的に減免されます</p> | <p>⇒詳細はこちら ⇒申請書はこちら</p> | |
| <p>小学校区以上の単位で、地域の一般市民が参加(出演・出展)できる文化祭を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の芸術、文化種目で構成されていることなどの条件があります。 | <p>文化祭開催の 1 カ月前まで</p> | <p>【学区文化祭補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化祭の開催経費(上限額 54,000 円) ・補助対象経費については事前にご確認ください。 | <p>文化祭開催後、1 カ月以内の実績報告書を提出し、約 2 週間で交付</p> | <p>⇒詳細はこちら</p> | <p>文化振興課 426-3075</p> |
| <p>学区子ども会が新設子ども広場に防球ネット・フェンスを設置する場合</p> | <p>工事着工前</p> | <p>【子ども広場防球ネット等設置費補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防球ネット、フェンスの設置、真砂土の補充に要する経費(上限額:1 広場につき 100 万円) | <p>設置完了後、実績報告書の提出を受けてから約 1 カ月</p> | <p>⇒詳細はこちら</p> | <p>生涯学習課 426-3845</p> |
| <p>地域で生きがいを目的に社会奉仕活動やスポーツ振興活動を行っている老人クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に結成する場合は 30 人以上の会員が必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> ・随時 ・毎年度必要 | <p>【老人クラブ活動費補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額 3,540 円×活動月数 | <p>申請受付後、約 1 カ月</p> | <p>⇒詳細はこちら</p> | <p>健康長寿課 426-3315 児島・玉島・水島各保健福祉センター福祉課、真備保健福祉課 児島:473-1119 玉島:522-8118 水島:446-1114 真備:698-5113</p> |

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制度の名称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処 理 期 間 | リンク | 担当窓口 連絡先 |
|--|-----------------------------|--|--------------------------|---|-------------------|
| 老人クラブなどが使用するゲートボール場に簡易便所を設置する場合 ・設置するゲートボール場に要件があります。 | 設置工事前 | 【ゲートボール場設置補助 (簡易便所)】 ・仮設便所等の設置費(上限額 20 万円) | 設置工事完了後、約 1 カ月 | ⇒詳細はこちら | 健康長寿課 426-3315 |
| 老人クラブなどが使用するグラウンドゴルフ場を新設整備する場合 ・対象面積などの要件があります。 | 整備着工前 | 【グラウンドゴルフ場 設置補助(新設整備)】 ・整備費(上限額 100 万円) | 整備完了後、約 1 カ 月 | ⇒詳細はこちら | |
| 老人クラブなどが使用するグラウンドゴルフ場に簡易便所を設置する場合 ・設置するグラウンドゴルフ場に要件があります。 | 設置工事前 | 【グラウンドゴルフ場 設置補助(簡易便所)】 ・仮設便所等の設置費(上限額 20 万円) | 設置工事完了後、約 1 カ月 | ⇒詳細はこちら | |
| 老人クラブなどが使用するゲートボール場・グラウンドゴルフ場を所有する場合(有料で使用するものを除く) ・対象面積などの要件があります。 | ・納期限まで ・適用期間の当初1回のみ申請が必要 | 【固定資産税・都市計画税の減免】 ・申請があった日以後に納期限の到来する税額の全部又は一部を免除 | 申請後状況が変わらない限り、継続的に減免されます | ⇒詳細はこちら ⇒申請書はこちら | 資産税課 426-3195 |

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制度の名称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処 理 期 間 | リンク | 担当窓口 連絡先 |
|---|----------------|---|-----------------------------|-------------------------|---------------------|
| <p>子育て親子(概ね 3 歳以下の乳幼児及び保護者)が自由に集い、交流や仲間づくりを行う場「子育てサロン」を設置・運営する団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね月 1 回で年 10 回以上実施すること ・地域の子育て支援に意欲を持ち、子育てに関する知識があることなどの要件があります。 | 事業実施前まで | <p>【子育てサロン推進事業補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立補助 補助対象経費の額(上限 3 万円) ・活動補助 年間経費 年間を通して必要な経費 補助対象経費の額で、年額 2 万円以内 活動経費 各回の活動に必要な経費 補助対象経費の額で、実施 1 回につき 2,000 円以内。(上限 4 万円) | 申請受付後、1~2 カ月で交付決定 | ⇒詳細はこちら | 子育て支援課 426-3314 |
| <p>小学校区または地域単位で、地域の一般市民が参加できる体育祭を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の種目で構成されていること、150人以上の参加があることなどの条件があります。 ・体育祭開催後、1 カ月以内に実績報告書の提出が必要です。 | 体育祭開催の 1 カ月前まで | <p>【倉敷市学区体育祭補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育祭の開催経費(上限額 54,000 円) ※複数の小学校区で開催する場合は上記金額に小学校区数を乗じた金額 ※小学校区内の一部地域で実施する場合は上限額 27,000 円(ただし小学校区内で二地域まで) ・補助対象経費については事前にご確認ください。 | 補助金交付申請書及び請求書を受付後、約 2 週間で交付 | ⇒詳細はこちら | スポーツ振興課 426-3855 |

※上記以外にも、コミュニティ協議会(小学校区単位)、地区コミュニティ協議会連合会、倉敷市連合コミュニティ協議会などに対して、コミュニティ活動を支援する各種補助制度があります。

これらの制度については、市民活動推進課(Tel 426-3107)までお問合せください。

◆その他、こんなときは…

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制 度 の 名 称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処 理 期 間 | リンク | 担当窓口 連 絡 先 |
|--|---|--|---------------------|---|--|
| 国民健康保険加入者が死亡し、その葬祭を行った人(喪主) | 葬祭を行った日の翌日から2年以内 | 【葬祭費】 ・5万円 | 申請受付後、約 3 週間 | ⇒詳細はこちら ⇒申請書はこちら | 国民健康保険課 426-3281 児島・玉島・水島 各保健福祉センター 一国保介護課、真備保健福祉課 児島:473-1114 玉島:522-8185 水島:446-1123 真備:698-5112 |
| 後期高齢者医療制度加入者が死亡し、その葬祭を行った人(喪主) | 葬祭した日の翌日から2年以内 | 【葬祭費】 ・5万円 | 申請受付後、約1カ月 | ⇒詳細はこちら | 医療給付課 426-3395 児島・玉島・水島 各保健福祉センター 一国保介護課、真備保健福祉課 児島:473-1114 玉島:522-8185 水島:446-1123 真備:698-5112 |
| 日常生活において身近に利用されている市内の道路を所有し、その道路を整備する人 | ・整備工事前 ・補助金交付後、同一箇所への同一工事については10年を経過しないと次回の申請はできません。 | 【私道整備補助】 ・申請者見積額と市の見積額を比べて金額の低い方の1/2(上限額200万円) | 整備完了確認後、約1カ月 | | 道路管理課 426-3515 |

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制度の名称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処理期間 | リンク | 担当窓口 連絡先 |
|--|--|--|-------------------------------|--|------------------------------|
| 私道、公民館、公園など公共の用に準ずるもの(有料で使用するものを除く)を所有している人 | <ul style="list-style-type: none"> ・納期限まで ・適用期間の当初1回のみ申請が必要 | <p>【固定資産税・都市計画税の減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請があった日以後に納期限の到来する税額の全部又は一部を免除 | 申請後状況が変わらない限り継続的に減免されます。 | <p>⇒詳細はこちら ⇒申請書はこちら</p> | 資産税課 426-3195 426-3197 |
| 居住用家屋の敷地(住宅用地)を所有している人 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅部分が延床面積の一定割合未満のときなど特例が適用されない場合があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・1月31日まで ・適用期間の当初1回のみ申告が必要 | <p>【固定資産税・都市計画税 住宅用地の特例】</p> <p>課税標準額が土地の価格(評価額)に次の割合を乗じた額に軽減されます。(一部例外あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・200㎡以下の住宅用地 固定資産税…1/6 都市計画税…1/3 ・200㎡を超える部分の住宅用地 固定資産税…1/3 都市計画税…2/3 | 申告の翌年度以降、住宅が存在する間、継続的に軽減されます。 | <p>⇒詳細はこちら ⇒申告書はこちら</p> | 資産税課 426-3195 |
| 認定長期優良住宅を新築した人 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月31日までに新築された住宅が対象 ・床面積等の一定の要件を満たしていること | <ul style="list-style-type: none"> ・新築した年の翌年1月31日まで ・長期優良住宅認定通知書等の写しの添付が必要 | <p>【長期優良住宅に係る 固定資産税の減額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1戸当たり120㎡までの固定資産税(家屋)の1/2を減額 <p>※都市計画税は減額の対象になりません。</p> | 新築から5年度分(中高層耐火建築物は7年度分) | <p>⇒詳細はこちら ⇒申告書はこちら</p> | 資産税課 426-3197 |

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制度の名称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処理期間 | リンク | 担当窓口 連絡先 |
|--|--|--|------------------|---|----------------------|
| <p>住宅に所定の条件を満たす省エネ改修をした人</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 3 月 31 日までの改修工事が対象 床面積等の一定の要件を満たしていること | <ul style="list-style-type: none"> 改修工事完了後 3 カ月以内 建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書の添付が必要 | <p>【省エネ改修に伴う 固定資産税の減額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1戸当たり 120 ㎡までの固定資産税(家屋)の 1/3 を減額 ※都市計画税は減額の対象になりません。 ※賃貸住宅は対象になりません。 | 改修完了年の翌年度のみ適用 | <p>⇒詳細はこちら ⇒申告書はこちら</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> 自ら居住する市内の既築または中古住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方 <p>システムは未使用のものに限ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 電力会社との連系後 60日以内に申請 受付期間は 4月1日～3月31日 ただし、予算がなくなり次第終了します。 | <p>【戸建住宅用太陽光発電 システム設置費補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1kW 当たり 20,000 円×太陽電池モジュールの最大出力値(上限 4kW) | 申請の受付後、約 2 カ月 | <p>⇒詳細はこちら</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> 市内の共同住宅に太陽光発電システムを設置する方 <p>棟の各戸すべてに連系していることが必須。 システムは未使用のものに限ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 工事前に事前登録が必要 事前登録後、180日以内に申請が必要 受付期間は 4月1日～3月31日 ただし、予算の範囲内での運用になります。 | <p>【共同住宅用太陽光発電 システム設置費補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1kW 当たり 20,000 円×太陽電池モジュールの最大出力値(上限 10kW) | 申請の受付後、約 2 カ月 | <p>⇒詳細はこちら</p> | 地球温暖化対策室 426-3394 |
| <ul style="list-style-type: none"> 自ら居住する市内の住宅に住宅用太陽熱温水器を設置する方 <p>ベターリビングの認定を受けている未使用のものに限ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 設置後 60日以内に申請 受付期間は 4月1日～3月31日 ただし、予算がなくなり次第終了します。 | <p>【戸建住宅用太陽熱温水器 設置費補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上限 30,000 円(本体価格+設置費の 1/10 まで) | 申請の受付後、約 2 カ月 | <p>⇒詳細はこちら</p> | |

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制度の名称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処理期間 | リンク | 担当窓口 連絡先 |
|--|---|---|-------------------------|---|--------------------------|
| 市の定める次世代エコハウス 基準の適合認定を取得した新 築住宅を建築または購入し、 自ら居住する方 | <ul style="list-style-type: none"> ・着工、購入前に事前登 録が必要 ・事前登録後、180日以 内に申請が必要 ・受付期間は 4月1日～3月31日 ただし、予算の範囲内 での運用になります。 | <p>【次世代エコハウス整備促進補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1戸当たり15万円 | 申請書の受付後、約2 カ月 | ⇒詳細は こちら | |
| <p>①電気自動車の購入 本市内を使用の本拠とする電気 自動車を新たに購入する方</p> <p>②電気自動車充電設備の設置 本市において不特定多数の者 が利用できる駐車場所に電気自 動車の充電設備を新たに設置す る方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・購入、設置前 ・受付期間は 4月1日～3月31日 ただし、予算の範囲内 での運用になります。 | <p>【電気自動車等導入促進補助】</p> <p>①電気自動車1台当たり20万円(購入額が20 万円未満の場合は、当該購入額)</p> <p>②電気自動車用充電設備の購入費及び設置工 事費の合計額に4分の1を乗じて得た額(普 通充電設備:上限10万円、急速充電設備出 力50Kw未満:上限20万円、急速充電設備 出力50kW以上:上限50万円)</p> | 申請書の受付後、約 2カ月 | ⇒詳細は こちら | 地球温暖化対策 室 426-3394 |
| 市内の住宅又は事業所で、道 路・水路に面したところに生垣を つくる場合 | 工事着工前 | <p>【生垣設置補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生垣設置費用 樹木単価×植栽本数(上限額10万円) ・既設ブロック塀など撤去費用 施工延長1mにつき3,000円(上限額5万円) | 事業完了の状況確認 審査終了後、約1カ月 | ⇒詳細は こちら ⇒申請書 はこちら | 公園緑地課 426-3495 |

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制度の名称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処理期間 | リンク | 担当窓口 連絡先 |
|---|-----------------------------|---|-------------------------|---|--|
| 市内の住宅又は事業所で、道路・水路に面したところに花壇をつくる場合 | 工事着工前 | 【花壇設置補助金】 花壇の設置費用(上限額5万円) ・材料費、用土肥料費、工事費の1/2 ・ただし、自分で設置する場合は材料費、用土肥料費の購入実費分の1/2 | 事業完了の状況確認 審査終了後、約1カ月 | ⇒詳細はこちら | |
| 水道使用者などが管理・注意していたにもかかわらず漏水の発見が遅れ、修理した場合 ・修理内容の審査があります。 | ・漏水個所の修理後 ・修理施工者の証明が必要 | 【漏水による水道料金の減額】 ・漏水量に係る料金を減額 ・漏水の状況により、減額割合、期間が異なります。 | 内容の審査を終了後、約1カ月 | ⇒詳細はこちら ⇒申請書はこちら | 水道営業課 426-3661 児島・玉島・水島 各水道営業所 児島:473-1125 玉島:522-8123 水島:446-1611 |
| 家庭から排出される生ごみを減量もしくはたい肥化するために処理容器又は処理機を購入した世帯主 条件 ・たい肥化した生ごみを自家処理できること ・市内に容器を設置し、かつ、適正な管理ができること ・市内に住所を有し、かつ、居住している世帯主であること ・市税を完納していること | 申請時期 容器もしくは処理機の購入日から1年以内 | 【生ごみ処理容器等購入費補助金交付制度】 補助金額及び補助基数 ・たい肥化容器(コンポストもしくはボカシ容器) 購入金額の2/3(上限額 1基5,000円) 1世帯当たりそれぞれ2基まで ・電気式処理機 購入金額の1/2(上限額 1基30,000円) 1世帯1基 ※ただし、補助金交付から5年を経過した容器は補助基数に含めない。 | 申請日から概ね2カ月以内 | ⇒詳細はこちら ⇒申請書はこちら | 一般廃棄物対策課 426-3375 |

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制度の名称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処理期間 | リンク | 担当窓口 連絡先 |
|---|---|--|---|--------------------------------|--|
| <p>市内に活動拠点を置くボランティア団体が、高齢者、障がい者、子育て中の親子等に対して行う保健福祉に関わる次の新規事業活動を行う場合</p> <p>①在宅福祉の普及又は向上に関する事業 ②健康づくり、生きがいづくり、自立支援および社会参加の推進に関する事業 ③ボランティア活動の活発化に関する事業</p> | <p>・4月1日から2カ月間 ・毎年度必要</p> | <p>【地域福祉基金】</p> <p>・助成限度額 1年目 10万円 2年目 7万5千円 3年目 5万円</p> <p>・助成期間:3年以内</p> | <p>7月頃に基金運営委員会を開催し、決定後、約1カ月で交付</p> | <p>⇒詳細はこちら</p> | <p>保健福祉推進課 426-3303</p> |
| <p>新たに農林漁業に従事し、年齢が申請年度の4月1日現在で39歳以下の人</p> | <p>・9月～10月末 ・一度受給すると以後は申請できません。</p> | <p>【農林漁業就業奨励金】</p> <p>・奨励金 7万5千円</p> | <p>10月末までの申請に対して、3月に給付</p> | | <p>農林水産課 426-3425</p> |
| <p>倉敷市森林整備計画上の森林に植林をする人</p> | <p>2月頃</p> | <p>【造林補助金】</p> <p>・造林苗木に要する費用 ・速やかに実績報告をしてください。</p> | <p>2月末までの申請に対して、3月に給付</p> | | <p>農林水産課 426-3425</p> |
| <p>原爆被爆者健康手帳をお持ちの人 ・手当によりそれぞれ要件が異なります。</p> | <p>・随時 ・手当により継続の手続きが必要</p> | <p>【原爆被爆者各手当】</p> <p>・手当の種類 医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当、高額保健手当、介護手当、原子爆弾小頭症手当 ・介護手当以外は月額 17,200円～139,460円の定額給付 ・介護手当は、障がいの程度と要した介護費用の額などにより給付額が異なります。 ・各手当は一部を除き併給不可です。</p> | <p>・申請した日の属する月の翌月分から給付 ・介護手当は事後申請で申請受付後、1カ月～1カ月半で支給</p> | <p>⇒詳細はこちら</p> | <p>保健課 434-9812 児島・玉島・水島各保健福祉センター保健推進室、真備保健推進室 児島:473-4371 玉島:522-8113 水島:446-1115 真備:698-5111</p> |

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制 度 の 名 称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処 理 期 間 | リンク | 担当窓口 連 絡 先 |
|---|--|---|--|--------------------------------|---------------------------|
| <p>原爆被爆者健康手帳を持っている人が死亡したとき、その葬祭を行った人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡原因が、明らかに被爆と因果関係がない場合は対象外です。 | <p>葬祭後 5 年以内</p> | <p>【原爆被爆者葬祭料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・206,000 円 | <p>申請受付後、1 カ月～1 カ月半で支給</p> | <p>⇒詳細はこちら</p> | |
| <p>在住・在勤・在学の個人および市内活動団体が次の芸術・文化活動を行う場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①創立5、10 周年などを記念して行う通常より意欲的かつ創造的な公演、展示会、鑑賞活動など ②倉敷市文化連盟などの芸術文化の各分野を包括する文化団体が主催する活動 ③郷土の偉人や文化遺産の研究・顕彰活動 ④伝統工芸技術や郷土芸能の保存継承活動 ⑤指導者を招へいする活動 ⑥指導者育成講習など研修への参加活動 ⑦会場持ち回りの全国大会の開催 ⑧予選を勝ち抜いて市や県を代表しての全国大会・中国大会への出場 ⑨予選を勝ち抜くことなく市や県を代表しての全国大会・中国大会への出場 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施前 ・受付期間は年 2 回(4 月、9 月) ・全国大会、中国大会出場は参加前まで随時受付 ・⑧、⑨以外は、2年連続の助成はできません。 | <p>【文化振興基金助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①～⑧は対象経費の 1/3(上限額:活動の区分により6 万～30 万円) ・⑨は対象経費の 1/6(上限額:活動の区分により12 万～30 万円) ・全国大会、中国大会出場は年度内で同一個人、団体に対し 2 回まで | <ul style="list-style-type: none"> ・活動終了後、1 カ月以内に実績報告書を提出 ・その後、基金運営委員会で審査し、約1 カ月後に交付 | <p>⇒詳細はこちら</p> | <p>文化振興課 426-3075</p> |

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制度の名称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処理期間 | リンク | 担当窓口 連絡先 |
|--|----------------------------------|---|--------------------------|-------------------------|-------------------|
| 児島湖流域内で児島湖に係る環境保全のための啓発活動や水質浄化実践活動を行う市民団体 | 活動前に助成金交付決定通知を受けることが必要です。(要事前相談) | 【児島湖流域水質保全基金】 ・活動費の助成 ・(公財)児島湖流域水質保全基金により倉敷市配分額を申請団体に分配するため、活動内容により毎年度上限額が異なります。 | 実績報告書の受付、助成額の決定通知後、約1ヶ月 | ⇒詳細はこちら | 環境政策課 426-3391 |
| 市内に存する民間建築物の所有者が、吹きつけられたアスベスト等の分析調査及び除去などを行う場合 | ・工事着手前 ・受付期間は、4月～12月末 | 【アスベスト改修事業費補助】 ①分析調査 ・分析調査に要する費用の10/10 ・補助上限額1棟につき25万円 ②除去等 ・除去等に要する費用の2/3 ・補助上限額1,000万円 | 実績報告書の受付後、約1ヶ月 | ⇒詳細はこちら | |
| 市内木造住宅の所有者が耐震診断の後に耐震改修を行う場合 | ・工事着手前 ・受付期間は4月～12月末 | 【木造住宅耐震改修事業費補助】 対象建築物:昭和56年5月31日以前に工事着手された建築物 ①木造住宅耐震改修工事補助金 ・耐震改修工事費用(ただし、1㎡当たり33,500円を上限とする)の1/2補助 ・補助上限額:1棟につき40万円 ②木造住宅部分耐震改修工事補助金 ・対象者:高齢者・低所得者等 ・部分耐震改修工事費用の1/2補助 ・補助上限額:1棟につき40万円 | 実績報告書の受付、完了確認の審査終了後、約1ヵ月 | ⇒詳細はこちら | 建築指導課 426-3501 |

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制 度 の 名 称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処 理 期 間 | リンク | 担当窓口 連 絡 先 |
|-----------|---------------|---|---------------------|--------------------------------------|---------------|
| | | <p>【耐震シェルター等設置事業費補助】 対象建築物:昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事 着手された建築物 対象者:高齢者・低所得者等 ①耐震シェルター設置補助金 ・耐震シェルター設置費用の 1/2 補助 ・補助上限額:1棟につき 20 万円 ②防災ベッド設置補助金 ・防災ベッド設置費用の 1/2 補助 ・補助上限額:1棟につき 10 万円</p> | | <p>⇒ 詳細は こちら</p> | |

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制 度 の 名 称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処 理 期 間 | リンク | 担当窓口 連 絡 先 |
|-----------------------------|--|---|--------------------------|-------------------------|-------------------|
| 市内木造住宅の所有者が耐震診断の後に耐震改修を行う場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前 ・受付期間は 4月～12月末 | <p>【要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業費補助】</p> <p>対象建築物:昭和56年5月31日以前に工事着手された建築物 対象建築物:不特定多数の方が利用する建築物及び避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なもの等(耐震改修促進法に規定する要緊急安全確認大規模建築物のうち、病院、学校、老人ホーム、保育所、危険物貯蔵施設を除く建築物)</p> <p>①補強設計補助金 ・補強設計費用の2/3 ・補助上限額:1棟につき500万円</p> <p>②耐震改修工事補助金 ・耐震改修工事費用の23% ・補助上限額:1棟につき4,800万円(ただし、①の補強設計補助金交付を受けている場合は、その額を引いた額)</p> | 実績報告書の受付、完了確認の審査終了後、約1カ月 | ⇒詳細はこちら | 建築指導課 426-3501 |

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制度の名称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処理期間 | リンク | 担当窓口 連絡先 |
|---|--------------------------------|---|---|--------------------------------|------------------------------|
| <p>市内の民間団体が、市民主体の国際交流・協力・貢献に関する活動を行う場合</p> <p>①市内に活動拠点(事務所、連絡先等)があり、構成員の過半数が倉敷市民</p> <p>②構成員の自主的な参加によって成立する組織</p> <p>③おおむね 2 年以上の活動実績がある組織で、今後も引き続き、国際活動を実施する見込みがある</p> <p>④営利団体、学校法人、国際奉仕団体又は政治若しくは宗教活動を目的とする組織でない</p> | <p>・当該事業を実施する 2 週間前までに申請</p> | <p>【倉敷市国際交流協会事業補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要とする経費の一部を補助 ・予算の範囲内において交付 ・活動内容により、補助金限度額が異なる | <p>事業完了後 30 日以内に事業完了報告書等を提出 審査後に補助金交付</p> | <p>⇒詳細はこちら</p> | <p>国際課 426-3015</p> |
| <p>倉敷市中心市街地活性化基本計画の目指す賑わい創出に貢献する事業/活動を実施しようとする団体</p> | <p>・事業実施前までに申請(事前の相談が必要です)</p> | <p>【倉敷市中心市街地活性化まちづくり事業補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の活性化に寄与すると認められる事業 ・補助対象経費の原則 3 分の 2 以内(上限 100 万円) ※食糧費や団体の構成員の人件費など補助対象とならないものもあります | <p>・事業実績報告後、約 1か月</p> | <p>⇒詳細はこちら</p> | <p>まちづくり推進課 426-3025</p> |
| <p>水島中心地域で社会実験、啓発・研修活動、情報収集・提供活動等の事業を実施しようとする団体</p> | | <p>【水島中心地域まちづくり事業補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水島中心地域の活性化に寄与すると認められる事業 ・補助対象経費の原則 3 分の 2 以内(上限 25 万円) ※食糧費や団体の構成員の人件費など補助対象とならないものもあります | | <p>⇒詳細はこちら</p> | |

| 対象になる人・条件 | 手続きの 時期・期限 | 制度の名称 給付・補助などの内容 | 給付・交付の時期 処理期間 | リンク | 担当窓口 連絡先 |
|---|--|--|--|--------------------------------|------------------------------|
| <p>①町家・古民家を再生活用し、倉敷らしい町並み保全と、当該物件が立地する周辺の活性化に取り組む市民等</p> <p>②エリア再生や、町興しに資する活動を行うため一定のエリアでまとまった市民団体等</p> | <p>・倉敷市まちづくり基金運営委員会へ基金の活用希望を申請 (事前の相談が必要です) (基金運営委員会での審査があります)</p> | <p>【倉敷市まちづくり基金】</p> <p>・地域の歴史と文化を継承する貴重な町並みを守るとともに、地域の魅力の向上、にぎわいの創出等のまちづくり活動を支援する ※補助対象にならない費目があります</p> <p>・建築物所有者のリノベーション費用の 1/2 以内かつ金額上限 3,000 千円</p> <p>・建物借用者のリノベーション費用の 4/5 以内かつ金額上限 1,500 千円</p> <p>・NPO法人等の町家・古民家修景修理費用の 1/2 以内かつ金額上限 500 千円</p> <p>・一定のエリアでまとまった市民団体等のまちづくり活動費の 2/3 以内かつ金額上限 1,000 千円</p> | <p>・市の事業完了検査終了後</p> | <p>⇒詳細はこちら</p> | <p>まちづくり推進課 426-3025</p> |
| <p>個人(在住・在勤・在学)または団体がスポーツ・レクリエーション活動を行う場合</p> <p>①全国大会・国際大会等に出場される方</p> <p>②各種研修会へ参加される方</p> <p>③市内において、全国大会・中四国大会等を開催される団体</p> <p>④全国高等学校総合体育大会(インターハイ)に出場される方</p> <p>⑤国民体育大会に出場される方</p> | <p>・①、③は原則として大会が開催される1カ月前</p> <p>・②は研修会開催後</p> <p>・④、⑤はスポーツ振興課で対象者を選出後、奨励金を交付するため手続き不要</p> | <p>【倉敷市スポーツ振興基金】</p> <p>・①は一定額の奨励金を支給(大会の種類により5千～5万円)</p> <p>・②は出席費用の1/2(上限額:30,000円)</p> <p>・③は対象経費の1/2(上限額:大会等の規模により20万～50万円)</p> <p>・④、⑤は奨励金10,000円を支給</p> | <p>申請受付後、約2週間で交付 (※申請内容、時期によっては交付まで時間を要することがあります。)</p> | <p>⇒詳細はこちら</p> | <p>スポーツ振興課 426-3855</p> |

7. 支援機関・相談窓口の連絡先

■ 支援機関・相談先一覧

| | 事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話 | FAX | ウェブサイト | メールアドレス | 開館時間 | 相談できる内容・利用設備など |
|---|------------------------------|--------------|--|----------------------|----------------------|---|---|---|---|
| 1 | 倉敷市 市民活動 センター | 710- 0833 | 倉敷市西中新 田 620 番地 1(本庁舎西側 分室内) | 086- 426- 3925 | 086- 434- 3491 | http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kcac/ | k- cac@city.kura shiki.okayama. jp | 9 時～21 時 (土日は、9 時～17 時) ・休館日…年末年始、祝日 | 地域の情報提供・会議室・情報・交流コーナー(印刷機、裁断機、ラミネーター、紙折り機、コピー機、パソコン、貸しロッカー) |
| 2 | 社会福祉 法人倉敷 市社会福 祉協議会 | 710- 0834 | 倉敷市笹沖 180(くらしき健 康福祉プラザ 3 階) | 086- 434- 3301 | 086- 434- 3357 | http://kurashikisyakyo.or.jp/ | kurasyakyo@k urashikisyakyo .or.jp | 9 時～17 時 休館日…月曜日と年末年始 | 地域の情報提供 |
| 3 | 児島市民 交流 センター | 710- 0913 | 倉敷市児島味 野 2-2-38 | 086- 474- 8550 | 086- 474- 8551 | http://www.kce-center.org/ | info@kce- center.org | 9 時～22 時・ 休館日…年末年始 | 会議室・情報・交流コーナー(印刷機、裁断機、ラミネーター、紙折り機、コピー機、パソコン、貸しロッカー) |
| 4 | 玉島市民 交流 センター | 713- 8121 | 玉島阿賀崎 1-10-1 | 086- 526- 1400 | 086- 526- 1407 | http://www.tamashima-cec.jp/ | toiawase@tam ashima-cec.jp | 9 時～ 22 時 休館日…5 月・8 月・11 月・2 月 の第 4(月)(月曜日が祝日の場 合はその翌日)、年末年始 | 会議室・情報・交流コーナー(印刷機、裁断機、ラミネーター、紙折り機、コピー機、パソコン、貸しロッカー) |
| 5 | 水島愛あい サロン | 712- 8057 | 倉敷市水島東 千鳥町 1-50 | 086- 440- 5511 | 086- 440- 5600 | http://mizushima-ii.com/ | qqdq7yg9k@li me.ocn.ne.jp | 9 時～21 時 (日祝は、9:00～18:00) 休館日…火曜日・年末年始 | 会議室 |
| 6 | 倉敷市子 育て支援 センター | 710- 0834 | 倉敷市笹沖 180 番地くらし き健康福祉プ ラザ 2 階 | 086- 434- 9865 | 086- 434- 9884 | http://kgwc.or.jp/kosodate/ | | 開館日 祝日、年末年始を除く、 火～土曜日、第 2・4 日曜日の 9:00～16:30 (水曜日は、16:00) | 子育てに関する事業の企画・運営の相談。 |
| 7 | 市民学習 センター | 712- 8046 | 倉敷市福田町 古新田 940 | 086- 454- 0011 | 086- 454- 0305 | http://www.kurashiki-oky.ed.jp/lpk/lpkshimin/index.htm | l- lpk@city.kuras hiki.okayama.jp | 9:00～21:00 (日祝は、9:00～17:15) 休館日:毎週月曜日 | 貸館 |

| | | | | | | | | | |
|----|---------------------------|----------|--|--------------|--------------|---|----------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|
| 8 | 男女共同参画センター(ウイズアップくらしき) | 710-0055 | 倉敷市阿知 1丁目 7番 1-603号 くらしきシティプラザ東ビル(天満屋倉敷店 6階) | 086-435-5750 | 086-435-5755 | http://www.city.kurashiki.okayama.jp/danjyo/withup/ | jyosei@city.kurashiki.okayama.jp | 9:00~17:30 休館日:月曜日と祝日、年末年始 | 男女共同参画推進に関する事業の企画・運営の相談 |
| 9 | 環境学習センター | 712-8057 | 倉敷市水島東千鳥町 1番 50号 | 086-440-5607 | 086-440-5605 | http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kangaku/ | keec@city.kurashiki.okayama.jp | 開館時間 9:00~17:00 休館日:土日祝・年末年始 | 環境に関する事業の企画・運営の相談 |
| 10 | 高齢者支援センター(別シート) | P67、68 | | | | | | 各支援センターによる | 高齢者に関する相談・助言・情報提供など(市からの委託事業の実施) |
| 11 | NPO法人岡山NPOセンター | 700-0822 | 岡山市北区表町 1丁目 4-64 上之町ビル 3階 | 086-224-0995 | 086-224-0997 | http://www.npokayama.org/ | npokayama@gmail.com | | 町内会事務、会計、労務、組織運営、地域課題の把握、調査、他地域の事例紹介 |
| 12 | くらしき作陽大学 COC事務局 | 710-0292 | 岡山県倉敷市玉島長尾 3515 | 086-436-0172 | 086-523-0811 | http://www.ksu.ac.jp/coc/collabo/ | coc@ksu.ac.jp | | 学外との連携窓口 |
| 13 | 倉敷芸術科学大学教育推進センター・学外連携センター | 712-8505 | 岡山県倉敷市連島町西之浦 2640番地 | 086-440-1110 | 086-440-1138 | http://www.kusa.ac.jp/org/ser-occ-center/ | kyouikusuishin@kusa.ac.jp | | 学外との連携窓口 |
| 14 | 川崎医療福祉大学ボランティアセンター | 701-0193 | 倉敷市松島 288 川崎医療福祉大学北ウイング 7階 | 086-462-1111 | 086-464-1543 | http://www.kawasakim.ac.jp/mw/volunt/index.html | magokoro@m.w.kawasakim.ac.jp | | ボランティアのコーディネート |

■高齢者支援センター一覧

| | センター名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話 | 区域(小学校区) |
|----|--------|----------|--------------|----------|--|
| 1 | 倉敷中部 | 710-0056 | 鶴形 1-9-7 | 430-6703 | 倉敷東小・万寿小・万寿東小・菅生小一部(青江、西岡、宮前、祐安) |
| 2 | 倉敷南 | 710-0034 | 粒江 2500-1 | 420-1355 | 倉敷西小・粒江小 |
| 3 | 老松・中洲 | 710-0826 | 老松町 4-4-7 | 427-1191 | 老松小・中洲小 |
| 4 | 大高 | 710-0038 | 新田 2689 | 427-8811 | 大高小・葦高小・倉敷南小 |
| 5 | 倉敷西 | 710-0803 | 中島 770-1 | 466-3156 | 中島小・西阿知小・連島北小 |
| 6 | 帯江・豊洲 | 710-0024 | 亀山 679-1 | 429-2714 | 帯江小・豊洲小 |
| 7 | 中庄 | 710-0016 | 徳芳 504 | 461-2357 | 中庄小 |
| 8 | 天城・茶屋町 | 710-0133 | 藤戸町藤戸 1573-1 | 428-1661 | 茶屋町小・天城小 |
| 9 | 庄北 | 701-0842 | 山地 1297 | 461-0085 | 庄小一部(上東、二子、山地、西尾、日畑、矢部、庄新町) |
| 10 | 倉敷北 | 701-0112 | 下庄 700-1 | 463-7760 | 庄小一部(下庄、松島、栗坂)・菅生小一部(浅原、西坂、生坂、三田) |
| 11 | 水島 | 712-8025 | 水島南春日町 13-1 | 446-6511 | 第四福田小・第五福田小・水島小 |
| 12 | 福田 | 712-8044 | 東塚 5-4-50 | 455-5132 | 第一福田小・第二福田小・第三福田小 |
| 13 | 連島 | 712-8061 | 神田 2-3-27 | 444-3200 | 連島東小・旭丘小・連島神亀小・連島西浦小・連島南小・霞丘小 |
| 14 | 琴浦 | 711-0906 | 児島下の町 5-2-17 | 473-9001 | 琴浦東小・琴浦西小一部(児島上の町の内 1~4 丁目を除く)・琴浦北小・琴浦南小 |

| | | | | | |
|----|------|----------|--------------|----------|------------------------------|
| 15 | 児島中部 | 711-0936 | 児島柳田町 355-1 | 473-0847 | 児島小・緑丘小・琴浦西小一部(児島上の町 1~4 丁目) |
| 16 | 児島西 | 711-0921 | 児島駅前 4-83-2 | 472-0221 | 味野小・本荘小 |
| 17 | 赤崎 | 711-0923 | 児島阿津 2-7-53 | 472-2941 | 赤崎小 |
| 18 | 下津井 | 711-0926 | 下津井吹上 2-6-4 | 479-8271 | 下津井東小・下津井西小 |
| 19 | 郷内 | 710-0141 | 串田 660 | 470-2005 | 郷内小・郷内尾原小 |
| 20 | 玉島東 | 713-8102 | 玉島 1334-1 | 523-6235 | 上成小・乙島小・乙島東小 |
| 21 | 玉島中部 | 713-8112 | 玉島中央町 1-4-8 | 523-5322 | 玉島小・柏島小 |
| 22 | 玉島南 | 713-8125 | 玉島勇崎 1044 | 528-3266 | 玉島南小・沙美小・南浦小 |
| 23 | 玉島北 | 713-8112 | 玉島陶 856-1 | 525-1339 | 長尾小・富田小・穂井田小 |
| 24 | 船穂 | 710-0261 | 船穂町船穂 1861-1 | 552-9005 | 船穂小・柳井原小 |
| 25 | 真備 | 710-1301 | 真備町箭田 1130 | 698-5999 | 川辺小・岡田小・菌小・二万小・箭田小・呉妹小 |

8. 作成の経緯

【第1回】

- 2015年6月29日(月)16:00-19:00 倉敷市役所低層棟207会議室
- ・先進事例の紹介「市民が主役のまちづくり～雲南市の地域自主組織～」
講師:板持 周治 氏 (雲南市役所 政策企画部 地域振興課 統括主幹)
 - ・ワークショップ
 応援ブック策定の目的、応援ブックのねらい、今後の予定、
 応援ブックへ期待すること、応援ブックの目的設定
 - ・内容整理 [構成案から、担当箇所を選ぶ] ほか



【第2回】

- 2015年7月31日(金)16:00-19:00 倉敷市役所低層棟207会議室
- ・応援ブックの「ねらい」、市の状況に関する説明(倉敷市)
 - ・「小地域福祉活動計画策定の手引」に関する紹介(倉敷市社会福祉協議会)
 - ・前回ワークの結果と趣旨を受け、応援ブック構成案の検討
 - ・応援ブック掲載内容検討ワークショップ



【第3回】

- 2015年9月24日(木)16:00~19:00 暮らし健康福祉プラザ 301 研修室
- ・目次ごとに、実践者からの取り組み紹介
 - ・グループワークでのまとめ作業

【第4回】

- 2015年11月30日(月)16:00-19:00 倉敷市役所低層棟 207 会議室
- ・各グループにて原稿加筆(手法とポイント)
 - ・「地域の行事と組織のあり方」内容検討
 - ・グループ相互に内容確認とフィードバック

【第5回】

- 2015年12月22日(火)16:00-19:00 倉敷市役所低層棟 207 会議室
- ・応援ブックの構成について確認と加筆
 - ・目次及び章立ての確定



【公開討議(第4回倉敷市地域づくり研修会)】

- 2016年1月26日(火)13:30-16:30 ライフパーク倉敷 大ホール
- ・活動推進のためのQ&Aの作成

※編集会議のファシリテーションや制作の補佐は、NPO 法人岡山 NPO センターが務めました。

編集委員(順不同)

| 活動種別 | 地区 | 氏名 | 所属 |
|--|----------|--------|---------------------------------|
| 地域活動 11人 ・過去に人材養成事業、コミュニティ交流会に参加し、協働に関する知識を持って、地域コミュニティ活動を実践している人 | 倉敷 | 田中 一恵 | 倉敷南コミュニティ協議会 |
| | | 藤井 拓夫 | 中庄学区ニュースポーツ推進委員会 イトーピア見守り隊 |
| | 水島 | 梶房 澄男 | 西浦学区コミュニティ協議会 |
| | | 茶木 勝行 | 神亀学区コミュニティ協議会 |
| | 児島 | 岩中 正則 | 青少年を育てる会 倉敷市協働の指針作成委員会 |
| | | 宮崎 一男 | 唐琴自治会 |
| | 玉島 | 妹尾 順子 | 倉敷市南浦小学校地区社会福祉協議会 |
| | | 中島 一郎 | 穂井田地区社会福祉協議会 |
| | 真備・船穂 | 諏訪 愿一 | 菌地区まちづくり推進協議会 |
| | | 岡野 照美 | 岡田地区まちづくり推進協議会 倉敷市協働の指針作成委員会 |
| | | 松田 美津枝 | 川辺地区町づくり推進協議会 |
| NPO 活動 4人 ・地域と一緒に活動している団体 ・過去、人材養成事業を受講し、協働の知識を持って、実践している人 | 子育て | 逢坂 麻由 | NPO 法人子育て応援ナビぽっかぽか |
| | 福祉 | 大西 龍雄 | 社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会 |
| | 地域安全 | 諏訪部 正 | NPO 法人 TEC.ECO 再生機構 |
| | 交通 | 横山 和廣 | NPO 法人かめかめ福祉移送 |
| 倉敷市職員 | 子育て | 松浦 充宏 | 保健福祉局 子育て支援課 |
| | 高齢者 | 赤木 美鹿 | 保健福祉局 健康長寿課 地域包括ケア推進室 |
| | 健康づくり | 守安 茂 | 保健福祉局 倉敷市保健所 健康づくり課 |
| | 環境 | 三宅 康裕 | 環境リサイクル局 環境政策課 |
| 大学生 4人 | 倉敷芸術科学大学 | 河野 遥 | 生命科学部 生命科学科 4年生 |
| | | 森影 尚大 | 芸術学部 美術工芸学科 4年生 |
| | くらしき作陽大学 | 名切元 恒史 | 子ども教育学部 4年生 |
| | 高知工科大学 | 藤井 幸輔 | マネジメント学部 マネジメント学科 3年生 |

編集 倉敷市地域の課題解決応援ブック 編集委員会
平成28年 3月31日発行

【問合わせ先】

倉敷市 企画財政局 市民協働推進部
市民活動推進課

〒710-0833 倉敷市西中新田 620 番地1

電話 086-426-3107 FAX 086-434-3491

E-mail collabo@city.kurashiki.okayama.jp

ホームページ <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kyodou/>